

令和 7 年 8 月 2 0 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 7 年電波法の改正に伴う制度整備)
(令和 7 年 8 月 2 0 日 諮問第 2 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(本村課長補佐、服部係長、菅原官)

電話：03-5253-5909

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（令和 7 年電波法改正に伴う制度整備）

説明資料

1 諮問の概要

第 217 回通常国会において成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号）の施行のため、価額競争の導入等の整備を行う電波法施行規則等の一部改正について諮問するものである。

2 改正概要

電波法施行規則等について以下のとおり改正する。

※必要的諮問事項はゴシック体

（1）特定高周波数無線局開設制度の制度整備

【電波法施行規則第 6 条の 4、第 6 条の 4 の 2、第 6 条の 4 の 3、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 9 条の 4、第 11 条の 2 の 11、第 11 条の 2 の 12、第 11 条の 2 の 13、第 51 条の 14 の 2 から第 51 条の 14 の 4 まで、第 51 条の 15、別表第 2 号の 2 の 3】
【無線局免許手続規則第 15 条、第 25 条の 8 の 2 から第 25 条の 8 の 4 まで、第 30 条の 2、別表第 8 号の 7、別表第 8 号の 8】

（2）特定周波数変更対策業務の制度整備

【特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第 3 条、第 4 条、第 6 条の 2】

（3）義務船舶局の制度整備

【電波法施行規則第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 8 条、第 12 条、第 28 条、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 31 条、第 32 条の 10、第 37 条、別表第 5 号、別図第 6 号】
【無線局免許手続規則別表第 2 号第 3、別表第 2 号の 2 第 6】

【無線局運用規則第5条、第6条、**第42条**、第44条の2、第70条の2、第82条の3】

【無線設備規則**第38条**、第38条の2から第38条の4まで、第40条の4、第40条の9】

(4) 電波伝搬障害防止区域の制度整備

【電波法による伝搬障害の防止に関する規則第3条、第6条、第8条、第11条、別表第1号から別表第3号まで】

(5) その他の制度整備（申請取り下げ時等の手数料非還付の明確化）

【電波法施行規則第52条の2】

3 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日予定）

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年7月3日（木）から令和7年8月1日（金）までの期間に実施し、6件の意見の提出があった。

注：赤枠箇所は、今回の諮問事項を含むもの

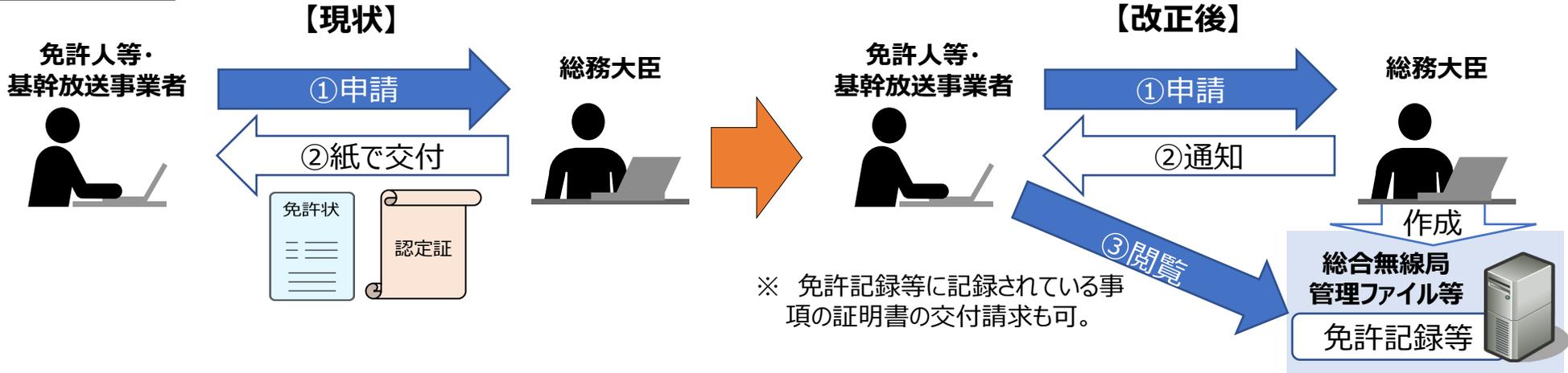
1. 新たな周波数割当方式の導入（電波法）

諮問事項（電波法第6条第8項、第27条の14第7項、第27条の20の3第8項、第27条の20の4第4項関係）

- **6GHzを超える高い周波数帯**の活用を希望する**多種多様なサービスを提供する者の中から**、最も電波を有効に利用できる者を、**価額競争**（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定手続）**により選定**する制度を導入する。
- これにより**得られる収入**について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用を促進するため、**既存免許人の移行**や**共同利用のための改修等**に充当できるようにする。

2. 無線局の免許状等のデジタル化（電波法、放送法）

- 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。



- 国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続について、「**書面による手続**」を廃止し、「**インターネットでの手続**」を義務付ける（※）。

（※）ただし、システムの故障等によりインターネットでの手続ができない場合は、書面による手続も可能とする。

3. 電波利用料制度の見直し（電波法）

- 電波利用料制度は、電波法において少なくとも3年ごとに見直すこととされており、令和7年度が見直し時期。
- 電波利用**共益事務の総費用**（年間約750億円）や**料額の算定方法の大枠は維持**しつつ、最近の電波の利用状況を踏まえて具体的な**料額を改定**。
- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、**使途の見直し**を実施。
 - ① **携帯電話基地局等の強靱化**のための補助金の交付を可能とする。

- ② 特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って**周波数を変更する場合**に行われる**無線設備の変更工事**に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に**周波数を共同利用する場合を加える**とともに、無線設備の**代替有線設備**（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）**への変更工事**に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

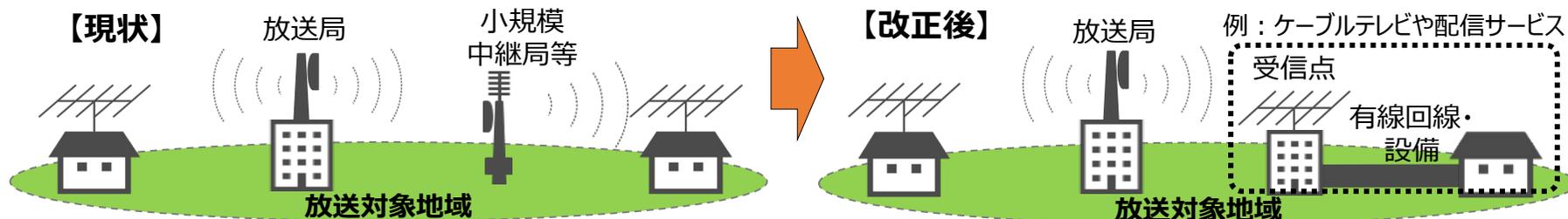
諮問事項（電波法第71条の3第4項関係）

（②の想定例）

- **自動運転**等の新たな需要に対応するために既存無線設備を変更又は有線設備に代替する場合
- **放送の中継局**を廃止して有線設備に代替する場合（4. 参照）

4. 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備（放送法）

- **地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止**する際には、**放送番組を引き続き視聴**できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる**努力義務**を課す。



5. その他の改正事項（電波法）

近年の電波の利用シーンの拡大等を踏まえた規定の整備を行う。

- ① **成層圏を飛行する物体（HAPS(※)）**や**ヘリコプター・ドローン**に搭載される**携帯電話基地局の実用化**を踏まえ、携帯電話基地局等の開設場所について、現行の「陸上」に「成層圏以下の空域」を追加。

(※) High Altitude Platform Station

- ② 昨今、**洋上風力発電**等の水上の工作物が増加していることを踏まえ、**重要無線通信(※)の保護**のために指定可能な区域について、現行の「地上」に「水上」を追加。

(※) 電気通信業務、放送業務、人命・財産の保護又は治安維持、気象業務、電気供給業務、列車運行業務に関する無線通信

- ③ 条約(※)の改正に伴い、**国際航海に従事する船舶**への開設が義務付けられる無線局として、現行の「陸上」と通信するものに「人工衛星」と通信するもの（船舶地球局）を追加。

(※) 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）

諮問事項（電波法第32条、第33条、第35条、第39条第1項、第52条第1号、同条第6号、第65条、第73条第1項関係）

● 公布の日：令和7年4月25日

● 施行期日：Ⅰ 以下のⅡ及びⅢ以外の規定

⇒令和7年10月1日（公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令(※)で定める日）

(※)令和7年政令第269号

Ⅱ 3の改正事項（電波利用料制度の見直し）うち、電波利用料の使途の見直しに係る規定

⇒令和7年4月25日（公布の日）

Ⅲ 2の改正事項（無線局の免許状等のデジタル化）のうち、国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付けに係る規定

⇒公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行※に伴い、次のとおり規定を整備する。
 ※一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

1. 特定高周波数無線局開設制度 関係

- 価額競争の実施帯域における既存無線局の再免許等を可能とするために、公示する期間内に申請することを要しない無線局の追加（電波法施行規則第6条の4）
- 競願が生じる通信の最大距離（電波法施行規則第6条の4の2） ……補足説明①
- 特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間（電波法施行規則第9条の3）
- 特定高周波数無線局の開設の認定の公示（電波法施行規則第11条の2の12）
- 認定の自主返上を認めない特別の事情（電波法施行規則第11条の2の13） ……補足説明②
- 落札金収入の使途の省令委任（電波法施行規則第51条の14の2）
- 価額競争の参加申請書の新設（無線局免許手続規則第25条の8の3）
- その他規定の整備（改正法による条ズレや用語整備に伴うハネ改正、規定ぶりの統一）

諮問事項（電波法第6条第8項関係）

諮問事項（電波法第6条第8項関係）

諮問事項（電波法第27条の20の3第8項関係）

諮問事項（電波法第27条の20の4第4項関係）

諮問事項（電波法第27条の14第7項関係）

2. 特定周波数変更対策業務 関係（改正後の電波法第71条の2及び第71条の3）

- 改正法による特定周波数変更対策業務の対象となる工事内容の拡充に伴う、給付金の支給基準の改正（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則）
- その他規定の整備（改正法による条ズレに伴うハネ改正、「〇〇放送用」の細かい規定ぶりを「放送用」に一本化）

諮問事項（電波法第71条の3第4項関係）

3. 義務船舶局 関係

- 船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大（船舶地球局の追加）に伴う用語の整備 ……補足説明③
 （電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則、無線設備規則）
- その他規定の整備（省令中の用語整備や条ズレ、船舶地球局の経過措置の整備）

諮問事項（電波法第33条、第35条関係）

諮問事項（電波法第32条、第39条第1項、第52条第1号、同条第6号、第65条、第73条第1項関係）

4. 電波伝搬障害防止区域 関係

- 改正法により電波伝搬障害防止区域として水上の区域も指定可能となったことに伴う、具体的な区域の指定等の新規規定（電波法による伝搬障害の防止に関する規則）
- その他規定の整備（省令中の用語整備）

5. その他

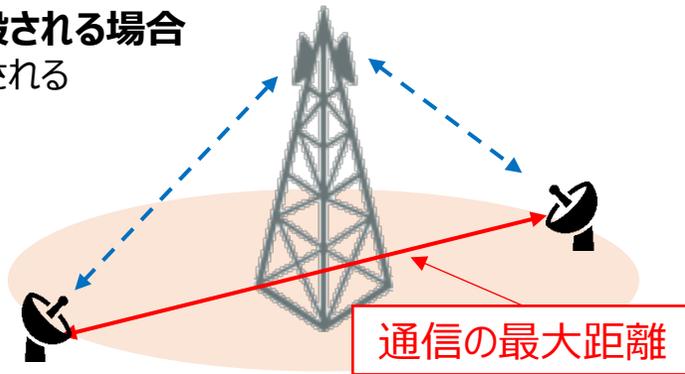
- 申請取り下げ時等の手数料非還付の明確化（電波法施行規則第52条の2）

- 電波法第6条第8項各号では、無線局の免許申請に当たり、いわゆる先願ではなく競願によるべき無線局が列挙されている。今般の電波法改正では、価額競争の制度導入に伴い、同項において新たに第5号を新設したところ。
- 同号では、6GHz超の周波数を使用する無線局のうち、「通信の最大距離」や「区域」に着目して、一定の要件を満たすものが対象となる。
- このうち「通信の最大距離」については、「**総務省令で定める距離**」（本スライドにおいて「**基準距離**」という。）を超える通信が行われるものが対象となる。
→ **基準距離について、電波法施行規則第6条の4の2において「1キロメートル」と規定することとしたい（諮問事項）**
- なお、「通信の最大距離」に係る要件に該当しない場合であっても、（総務大臣が公示する）「区域」の要件に該当する場合には、対象となる場合がある。

【通信の最大距離のイメージ】

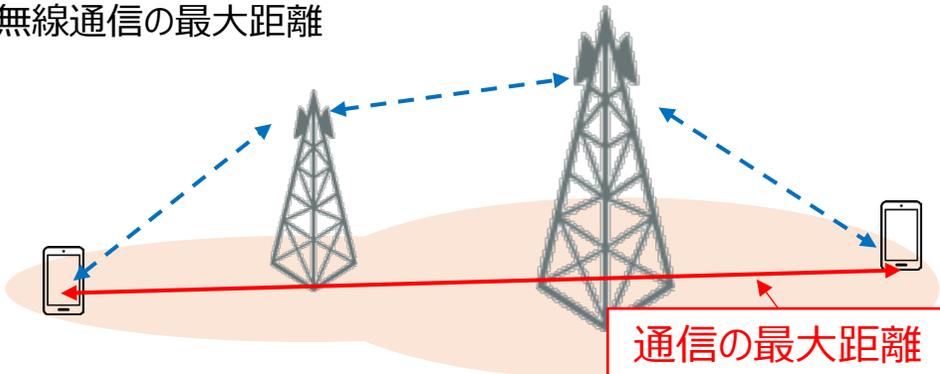
① 一局のみ開設される場合

無線局から発射される電波が届く範囲



② 複数局開設される場合

一体的に運用するために開設する無線局の間で行われる無線通信の最大距離



【基準距離の算定の考え方】

- 6GHz超の周波数は、伝搬距離が短いといった特性を鑑み、（全国単位のような極めて広範なエリアカバー等に利用されるのではなく）一定の地域単位で利用されることが想定される。
- そのうえで、各地域の事情等を踏まえた効果的な事業やサービスを実現するためには、相応の範囲にわたる電波利用が必要になるものと想定される。少なくとも、**市区町村**（市町村及び特別区をいう。）**単位**での電波利用については、相応の電波利用ニーズが見込まれるところであり、競願によることが妥当である。
- このため、**基準距離**については、我が国における**最小の市区町村の面積を参考**としつつ、**単一の市区町村の相当範囲をカバーしうる距離**として「**1キロメートル**」と算定した。

電波法（昭和25年法律第131号）

※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）による改正後

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一～十 （略）

2～7 （略）

8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数（第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限る。）を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上等（陸上及び地表又は水面から五十メートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。）に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの（以下「電気通信業務用基地局」という。）

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

五 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）

9 （略）

- 周波数の退蔵を防ぐ観点から、価額競争を経て認定を受けた者（本スライドにおいて「認定特定高周波数無線局開設者」という。）が、指定された周波数を使用した無線局を開設・運用しないこととなったときは、総務大臣に対し、当該認定を取り消すべき旨の申請（いわゆる周波数の返上）をできることとしている（電波法第27条の20の4第3項）。
- 当該申請があった場合、総務大臣は、**総務省令で定める「特別の事情」がある場合を除き**、当該認定を取り消すものとしている（電波法第27条の20の4第4項）。 → **特別の事情について、電波法施行規則第11条の2の13において、次の事情を規定することとしたい（諮問事項）**

第1号：短期の返上

【条文案】 正当な理由がないのに、電波法第27条の20の3第7項の認定を受けた日から起算して二年以内に電波法第27条の20の4第3項の規定による申請があつたこと。

- いたずらに短期間で返上が行われることとなれば、価額競争の安定的な制度運用に支障をきたすおそれがある。
→ 短期的な経済合理性のみを目的とした入札や早期の撤退を抑制。

第2号：認定の取消事由に該当するおそれがある状態での返上

【条文案】 電波法第27条の20の4第1項各号（落札金を期限までに納付しない、開設期限までに全く無線局を開設しない等）のいずれかに該当するおそれがあること。

- 法第27条の20の4第1項の取消事由に該当する状態において、同条第2項による他の認定や免許等の取消しを免れるために、先んじて同条第3項による周波数の返上の申請を行うケースが想定される。
→ 本来、同条第2項による他の認定や免許等の取消しを講ずる必要があるため、それを免れるための不当な周波数の返上を抑制。

第3号：その他不正な利益のための返上

【条文案】 前二号に掲げるもののほか、電波法第27条の20の4第3項の規定による申請により不正な利益を得るおそれがあること。

- 第2号のケースのほかにも、他の規定による制裁措置を免れることを目的とした周波数の返上の申請を行うケースが想定される。
→ 電波法第27条の20の4第2項に、本来は制裁措置を講ずる必要があるため、それを免れるための不当な周波数の返上を抑制。

- ▶ 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）の改正に伴い、船舶安全法第4条の規定により、特定の船舶地球局（衛星を介して音声・データ伝送等を行う無線局）の船舶への施設が義務付けられた。
- ▶ これを踏まえ、当該船舶地球局に対し、義務船舶局と同様の規律（免許の有効期間等）を新たに課すこととし、あわせて規程の整備も行う。
- ▶ 意見募集の結果を踏まえた適正化に加え、一定程度の変更を伴う箇所については再度の意見募集を実施している。

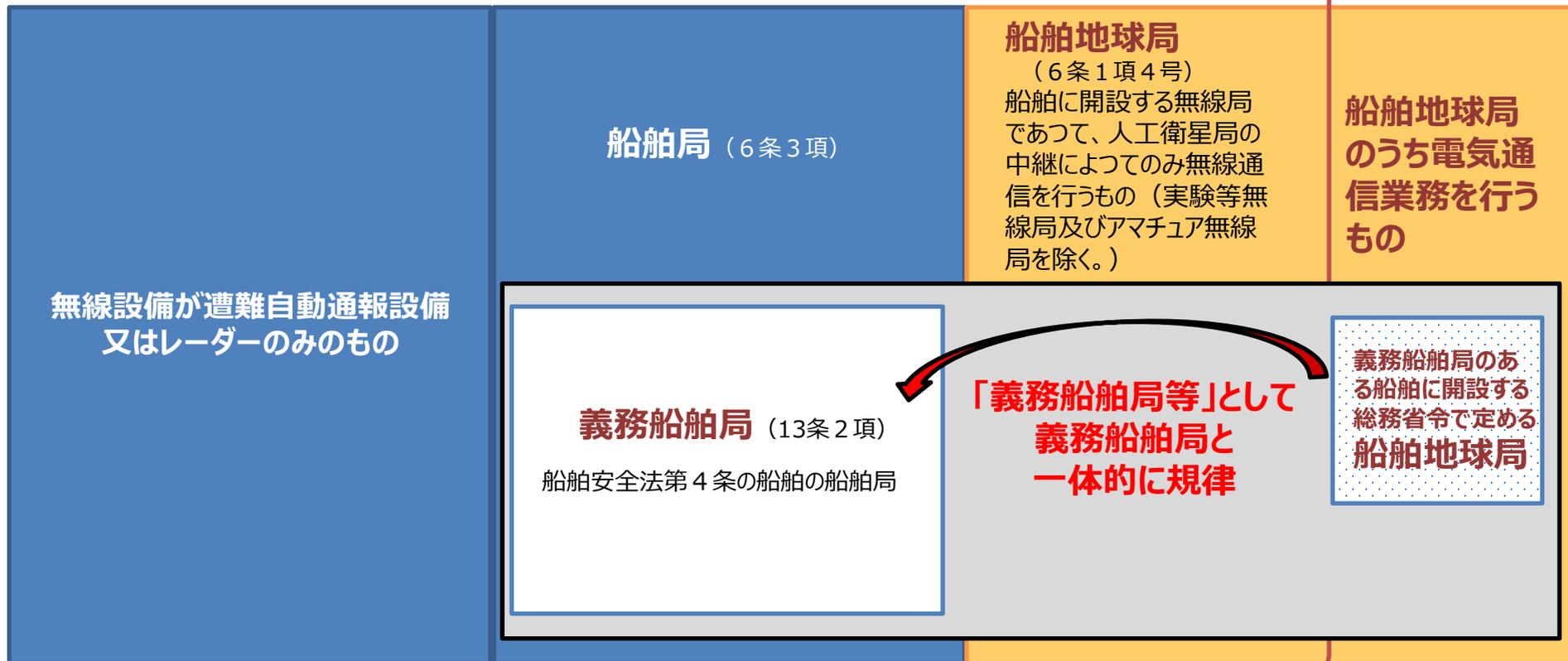
船舶に開設する無線局（5条2項3号）

※条項は現在の電波法のもの

電気通信業務を行うことを目的とするもの

（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）

船舶の無線局（5条2項3号）



※電波法施行規則第28条第8項については、再度意見募集を実施中。（次回電波監理審議会に諮問予定。）

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集」に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和7年7月3日(木)～同年8月1日(金)

■意見提出件数：6件（法人等4者、個人2者）

【法人等】

・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 ・ソフトバンク株式会社 ・一般社団法人全国船舶無線協会 ・KDDI株式会社

※意見提出件数は、意見提出者数としています。

1. 法人等からの御意見

(順不同、敬称略)

No.	意見提出者	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正有無
1	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	特定高周波数無線局開設制度 関係	<p>・賛同 近年、通信トラフィック量は年々増大しており、将来的には現行の周波数帯域だけでは需要を賄いきれない状況が想定されます。新たな周波数割り当てのオークション実施は、この問題を解消する有効な手段の一つと考え、賛同いたします。</p> <p>・課題・懸念点 ただし、特にケーブルテレビ事業者等の地域事業者がオークションに参加するにあたり、次の点について配慮が必要と考えます。</p> <p>(1) ミリ波帯の需要見通しが現時点では不透明であること。 (2) 需要が見えにくい状況下でオークション参加の初期投資負担が大きく、資金力のある事業者による「仮押さえ」が発生する懸念。 (3) 全国規模キャリア等が入札を独占し、地域事業者の参入機会が乏しくなる懸念。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>価額競争の実施方法については、現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置し、検討を行っております。今後、いただいたご意見等も踏まえながら、必要な検討を進めてまいります。</p>	無

			<p>(4) 落札後、対応機器を速やかに調達・導入できない懸念。とりわけ地域事業者は大量発注が困難で、機器ベンダーに新周波数対応機器の開発を促すことが難しい状況。</p> <p>・制度設計への提案 5GにおけるIPユニキャスト放送やIPマルチキャスト放送など新たなユースケースを見据え、これら利用形態に即した入札・割当方法（例：ユースケース別枠の設定、地域枠の設置、落札後の機器調達支援策併設など）を導入することをご検討いただくと、制度の実効性と公正性がさらに高まるものと考えます。</p>		
2	ソフトバンク株式会社	<p>特定高周波数無線局開設制度 関係 (無線局免許手続規則第25条の8の3第2項第6号)</p>	<p>無線局免許手続規則 第二十五条の八の三(価額競争の参加の申請)第2項第6号に規定する「次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件」については、今後、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 価額競争の実施方法に関する検討作業班において検討されると理解しています。</p> <p>そのうえで、価額競争の実施対象と想定されるミリ波帯は、既存のその他周波数帯とは異なり、エリアカバーを目的とするものでなく、事業者による柔軟な使い方を一層推進させていくことが重要であることから、過度な条件設定により潜在的な入札者の参加意欲を削ぐことがないよう慎重に議論を進めることが必要と考えます。</p>	<p>価額競争の実施方法については、現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置し、検討を行っております。今後、いただいたご意見等も踏まえながら、必要な検討を進めてまいります。</p>	無
3	一般社団法人全国船舶無線協会	<p>義務船舶局関係 (電波法施行規則第28条第1項)</p>	<p>義務船舶局等を法から引用している言葉なので、義務船舶局等(法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。)とするべきではないでしょうか？</p>	<p>電波法施行規則第28条第1項にて「義務船舶局等(法第十三条第二項の義務船舶局等をいう。以下同じ。)」とする修正を行います。</p>	有
		<p>義務船舶局関係 (電波法施行規則改正前第28条第9項)</p>	<p>義務船舶局等とあるが義務船舶局の間違いではないでしょうか？</p>	<p>改正前第28条第9項の「義務船舶局等」は誤記になりますので、「義務船舶局」に修正を行います。</p>	有
		<p>義務船舶局関係 (電波法施行</p>	<p>船舶に設置する義務設備については国土交通省が所管する船舶設備規程等に規定されているため、電波法で規定すべきでなく、且つ重複して規定される以下の告示等もあわせて</p>	<p>改正前第28条第10項についての御意見を受け入れさせていただき、改め</p>	無

		規則改正前第28条第10項)	削除すべきではないでしょうか？ 例) 平成18年総務省告示第600号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)	て再度意見公募を実施させていただきたいと考えます。	
		義務船舶局関係 (電波法施行規則等一部を改正する省令附則第2項経過措置)	船舶地球局設置に係る経過措置(従前の例によることのできるもの)として、船舶特有の実情を鑑みて、以下のケースを含めた形で規定いただく必要があるのではないのでしょうか？ 1) 改正前の規定により求められる装備を引き続き備え付ける場合 2) この省令の施行日前に建造契約が結ばれた場合 (または建造契約がない船舶にあたっては、施行日前に建造に着手された場合)	附則の経過措置について、改正前の規程により引き続き備え付ける場合はそのままでも問題ない旨の附則を追記いたします。 また、建造契約については、国土交通省令における同様の改正をした際の経過措置に基づき、建造契約が結ばれているものは、経過措置の対象外とします。	有
4	KDDI株式会社	特定高周波数無線局開設制度関係 (無線局免許手続規則別表第8号の7)	無線局免許手続規則 別表第八号の七 価額競争の参加申請書の様式4 その他事項 (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由 ア 開設しようとする特定高周波数無線局の目的 イ 提供しようとする電気通信役務の種類(注5) 注5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあっては、記載を要しない。 電波は限られた資源であるという性質を考慮し、電気通信業務用でない用途で利用する場合におきましても、特定高周波数無線局を開設してどのような用途で利用するかを記載するよう、省令や実施指針のなかで規定すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、開設しようとする特定高周波数無線局の目的に加え、特定高周波数無線局の開設を必要とする理由において、具体的な利用用途等を記載することとし、無線局免許手続規則別表第八号の七の「4 その他事項」の(2)について、下記のとおり修正します。 (2) 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由等 ア 特定高周波数無線局の開設を必要とする理由 イ 開設しようとする特定高周波数無線局の目的 ウ 提供しようとする電気通信役務の種類(注5) 注5 開設しようとする特定高周波数無線局の目的が電気通信業務用でない場合にあっては、記載を要しない。	有

2. 1 以外の御意見（個人からの御意見）

No.	該当箇所	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正有無
1	義務船舶局 関係 (電波法施行規則第28条第1項第3号)	<p>1. 電波法施行規則第28条第1項第3号と現行の同条第7項、第8項及び第28条の2第1項が合わないため、短波帯の無線設備の機器が必要なのか不要になるか分かりません。</p> <p>現行 イ A3海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びインマルサット又はイリジウム ロ A4海域までの船舶 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器及びインマルサット 又は 中短波帯の無線設備の機器及びイリジウム</p> <p>改正案 イ A3海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びインマルサット又はイリジウム ロ A4海域までの船舶 中短波帯の無線設備の機器及びイリジウム</p> <p>また、第28条の5第1項第3号の改正案に矛盾があります。</p> <p>「無線設備、」を「無線設備（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の船舶地球局のものを除く。）」に改める件が正しければ、第28条第1項第3号と一致する一方、第28条の5第1項第3号の「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」が不要になると思います。</p> <p>また、「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」が正しければ、第28条第1項第3号と矛盾します。</p>	<p>現行の電波法施行規則第28条第7項及び第8項にあるとおり、短波帯の無線設備の機器が必要になるため、電波法施行規則第28条第1項第3号(4)(七)に規定いたします。電波法施行規則第28条第8項の規定については、電波法施行規則第28条第1項第3号(1)の(二)及び同号(4)の(四)に規定するように修正を行います。</p> <p>前段のご指摘を踏まえ修正したことで電波法施行規則第28条の5第1項第3号に生じていた電波法施行規則第28条第1項第3号に記載されていない無線設備が記載されている問題は解消されております。</p>	有
		2. いずれが正しいとしても、第28条第1項第3号の(4)の(七)中「無線設備」を「無線設備の機器」に改めた方がよい。	電波法施行規則第28条第1項第3号(4)の(七)の「無線設備」を「無線設備の機器」とする修正を行います。	有
		3. 電波法施行規則第32条の10について、電波法第39条第1項自体は改正が無いものの、「義務船舶局等」の用語の定義が第34条から第13条第2項に移動するため、現行船舶地球局については、第2号で規定されているが、そ	電波法施行規則第32条の10第1項第1号は、電波法施行規則第28条第1項の無線設備に	無

		<p>のうち、第28条第1項第3号に関する部分は第1号に移項するべきではないか。また、第28条の2第1項を準用していた部分を第32条の10で規定する必要あるのではないか。具体的には、</p> <p>第1号中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改め、「通信が可能なもの」を「通信が可能なもの並びに第28条第1項第3号の(4)の(七)に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備及び第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備」に改め、第2号を次のように改める。</p> <p>2 前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設された船舶地球局のうち、第28条の5第3項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を第28条の5第1項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局の無線設備又は第12条第5項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数を使用するものの無線設備</p> <p>また、第1号の「中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備」も正しいか分からない。</p>	<p>ついて規定するとはしていないため、電波法施行規則第32条の10第1項第2号の船舶地球局の無線設備が今回の改正によって電波法施行規則第28条第1項の無線設備になりますが、特段移行する必要はございません。予備設備の操作に関する規定につきましても規定されていないため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>また、中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備は1の御意見を踏まえて修正を行いましたので、正しいものとなります。</p>	
2	義務船舶局 関係 (電波法施行規則第28条第1項第3号)	<p>SOLAS条約の改正を踏まえた電波法改正による省令改正ですが、船舶地球局に従来のインマルサットに加えてイリジウムを追加すると聞いていますが、省令のどこに追加されたのでしょうかご教示ください。</p> <p>また、イリジウム端末は、現状は「携帯移動地球局」としてしか技術基準がなく免許にならないと思いますが、船舶地球局としての技術基準、免許はどうなるのでしょうか。</p>	<p>船舶地球局のイリジウムにつきまして、電波法施行規則第12条第5項第2号に従前より規定されており、イリジウム人工衛星と通信を行う船舶地球局の無線設備の条件につきましては、無線設備規則第40条の4第4項に規定されております。</p> <p>また、免許については、今後船舶地球局として使用できるイリジウム設備が出てきた際に、検討してまいりたいと思います。</p>	無 無

令和 7 年 8 月 2 0 日

放送法施行規則の一部を改正する省令案
(令和 7 年 8 月 2 0 日 諮問第 2 4 号)

[令和 7 年放送法の改正に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(中野課長補佐、千葉係長)

電話：03-5253-5777

放送法施行規則の一部を改正する省令案（令和7年放送法の改正に伴う制度整備）

説明資料

1 諮問の概要

第217回通常国会において成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行のため、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律等の整備を行う放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）の一部改正について諮問するものである。

2 改正概要

規則について以下のとおり改正する。

- （1）地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備
- （2）基幹放送事業者の認定証のデジタル化に伴う規定の整備
- （3）その他規定の整理

※必要的諮問事項はゴシック体
【規則第86条の2、第86条の3、別表第21号の5】
【規則第70条、第71条、別表第11号】

3 施行期日

改正法の施行の日（令和7年10月1日予定）

4 意見公募の結果

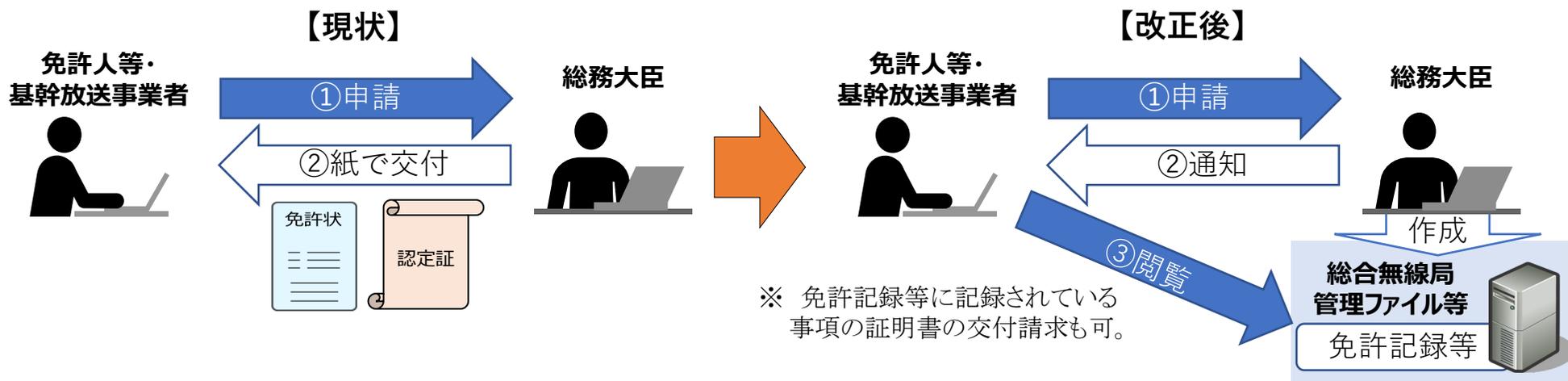
本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和7年6月28日（土）から令和7年7月28日（月）までの期間において実施済みであり、47件の意見の提出があった。

1. 新たな周波数割当方式の導入（電波法）

- 6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、価額競争（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定手続）により選定する制度を導入する。
- これにより得られる収入について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用を促進するため、既存免許人の移行や共同利用のための改修等に充当できるようにする。

2. 無線局の免許状等のデジタル化（電波法、放送法）

- 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。



- 国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付ける（※）。

（※）ただし、システムの故障等によりインターネットでの手続ができない場合は、書面による手続も可能とする。

3. 電波利用料制度の見直し（電波法）

- 電波利用料制度は、電波法において少なくとも3年ごとに見直すこととされており、令和7年度が見直し時期。
- 電波利用共益事務の総費用（年間約750億円）や料額の算定方法の大枠は維持しつつ、最近の電波の利用状況を踏まえて具体的な料額を改定。
- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、使途の見直しを実施。
 - ① 携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付を可能とする。
 - ② 特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

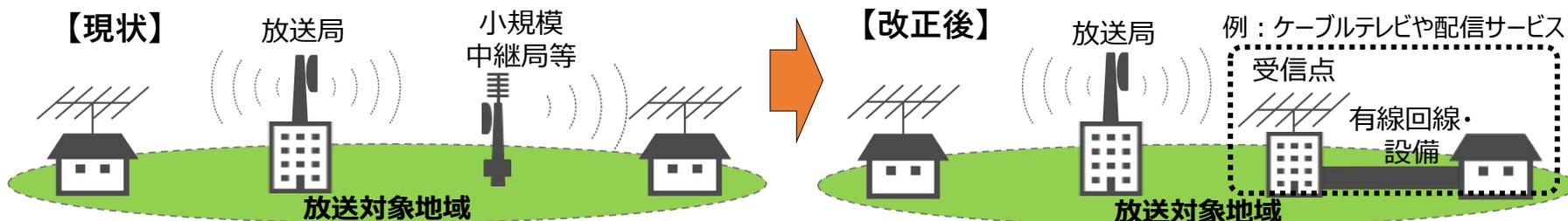
（②の想定例）

- 自動運転等の新たな需要に対応するために既存無線設備を変更又は有線設備に代替する場合
- 放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合（4. 参照）

4. 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備（放送法）

諮問事項（放送法第110条の2第2項関係）

- 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。



5. その他の改正事項（電波法）

近年の電波の利用シーンの拡大等を踏まえた規定の整備を行う。

- ① **成層圏を飛行する物体（HAPS^(※)）やヘリコプター・ドローン**に搭載される**携帯電話基地局の実用化**を踏まえ、携帯電話基地局等の開設場所について、現行の「陸上」に「成層圏以下の空域」を追加。

(※) High Altitude Platform Station

- ② 昨今、**洋上風力発電**等の水上の工作物が増加していることを踏まえ、**重要無線通信（※）の保護**のために指定可能な区域について、現行の「地上」に「水上」を追加。

(※) 電気通信業務、放送業務、人命・財産の保護又は治安維持、気象業務、電気供給業務、列車運行業務に関する無線通信

- ③ 条約（※）の改正に伴い、**国際航海に従事する船舶**への開設が義務付けられる無線局として、現行の「陸上」と通信するものに「人工衛星」と通信するもの（船舶地球局）を追加。

(※) 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）

● 公布の日：令和7年4月25日

● 施行期日：I 以下のII及びIII以外の規定

⇒ 令和7年10月1日（公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令^(※)で定める日）

(※) 令和7年政令第269号

II 3の改正事項（電波利用料制度の見直し）うち、電波利用料の使途の見直しに係る規定

⇒ 令和7年4月25日（公布の日）

III 2の改正事項（無線局の免許状等のデジタル化）のうち、国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付けに係る規定

⇒ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

■放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

※ 下線は今回の改正法による改正箇所。

【地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備】

（基幹放送の受信等に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第一百十条の二 基幹放送事業者（第一百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第一百七十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない。

↑
諮問対象となる総務省令
（放送法施行規則第86条の3）

【基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関する規律の整備】

（指定事項及び認定記録）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一～三 （略）

2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項（衛星基幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。）を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

一～七 （略）

（証明書の交付）

第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録（以下「認定記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

放送法施行規則等の改正案の概要

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）の施行のため、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律等に係る放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下改正後の放送法施行規則を「規則」という。）等の整備を行う必要がある。
- このため、令和7年6月28日から同年7月28日までの間、意見募集を実施したところ、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律関係については、46件の意見（※）の提出があった。

※ 意見募集全体の意見数は、47件

（1）地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備関係

- ① 法第110条の2第2項に基づく総務省令の整備（規則第86条の3の制定） **諮問事項（放送法第110条の2第2項関係）**

法第92条第2項に基づき地上基幹放送事業者が視聴継続措置を講じようとする場合における法第110条の2第2項に基づき公表する内容等

- ② ①の制定に伴う規定の整備（規則第86条の2等）
- ③ 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの策定

（2）基幹放送事業者の認定証のデジタル化に関する規律の整備関係

- ① 基幹放送事業者の認定証のデジタル化に伴う規定の整備（規則第70条等）

認定証に係る規定を削除するとともに、基幹放送事業者の認定記録の作成等に係る手続や事項証明書の請求等の手続等

- ② ①に関し改正法附則第5条第3項の規定に基づき改正法施行前に総務大臣が通知する事項を定める省令の整備

（3）その他規定の整備

- ① （2）①の改正に伴う放送法における他の認定制度（特定放送番組同一化実施方針及び認定放送持株会社）の認定証に係る規定の整備（規則第91条の9、第191条等）
- ② （2）①の改正に併せた手続関係の規定の整理
- ③ 文言整理や条ズレ等のハネ改正

（1）法第110条の2第2項の公表時期・方法

- ・法第92条第2項の措置（視聴継続措置）の内容を原則として中継局を廃止する予定の時期の少なくとも1年前からインターネットの利用その他適切な方法により公表する。
- ・公表に当たっては、（2）①②の内容については必須の事項とし、③④⑤については更に精査が必要な場合には見込みの内容で可とする。

視聴継続措置

問合窓口設置その他のサポート、
（場合により）中継局一時休止等

代替的視聴手段

原則、別表に掲げる具体的な代替手段

（2）廃止する中継局ごとに公表する内容

- ①廃止する中継局の基本情報、廃止時期
- ②問合せの連絡先（放送事業者と別となることも許容）
- ③視聴継続措置の対象地域・対象者
- ④視聴継続措置の内容
- ⑤視聴継続措置の実施期間、視聴継続措置として提供される代替的視聴手段の内容・利用に係る情報
- ⑥その他視聴継続措置の実施に必要な事項（中継局の一時休止等を行う場合の日時、説明会実施に係る情報等）

（3）代替的視聴手段の内容

- ・原則として別表から選択
- ・別表以外の手段（事業者がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、その具体的内容及び代替的視聴手段として提供する理由を記載
- ・対象地域において複数の代替的視聴手段があり得る場合は、それらの手段を公表

（4）その他

- ・（2）の内容に更新があった場合は、変更箇所を明確にして公表
- ・同一中継局所の中継局廃止の公表は、関係放送事業者間で調整するなど分かりやすい工夫をして公表

※ その他、放送法第110条の2第1項の休廃止公表したとみなせる改正法第110条の2第2項の公表の取扱いに係る調整規定を設ける。

別表

○テレビジョン放送

地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助
有線一般放送（ケーブルテレビ方式、IPマルチキャスト方式）
地域限定同時配信

○ラジオ放送

FM補完放送

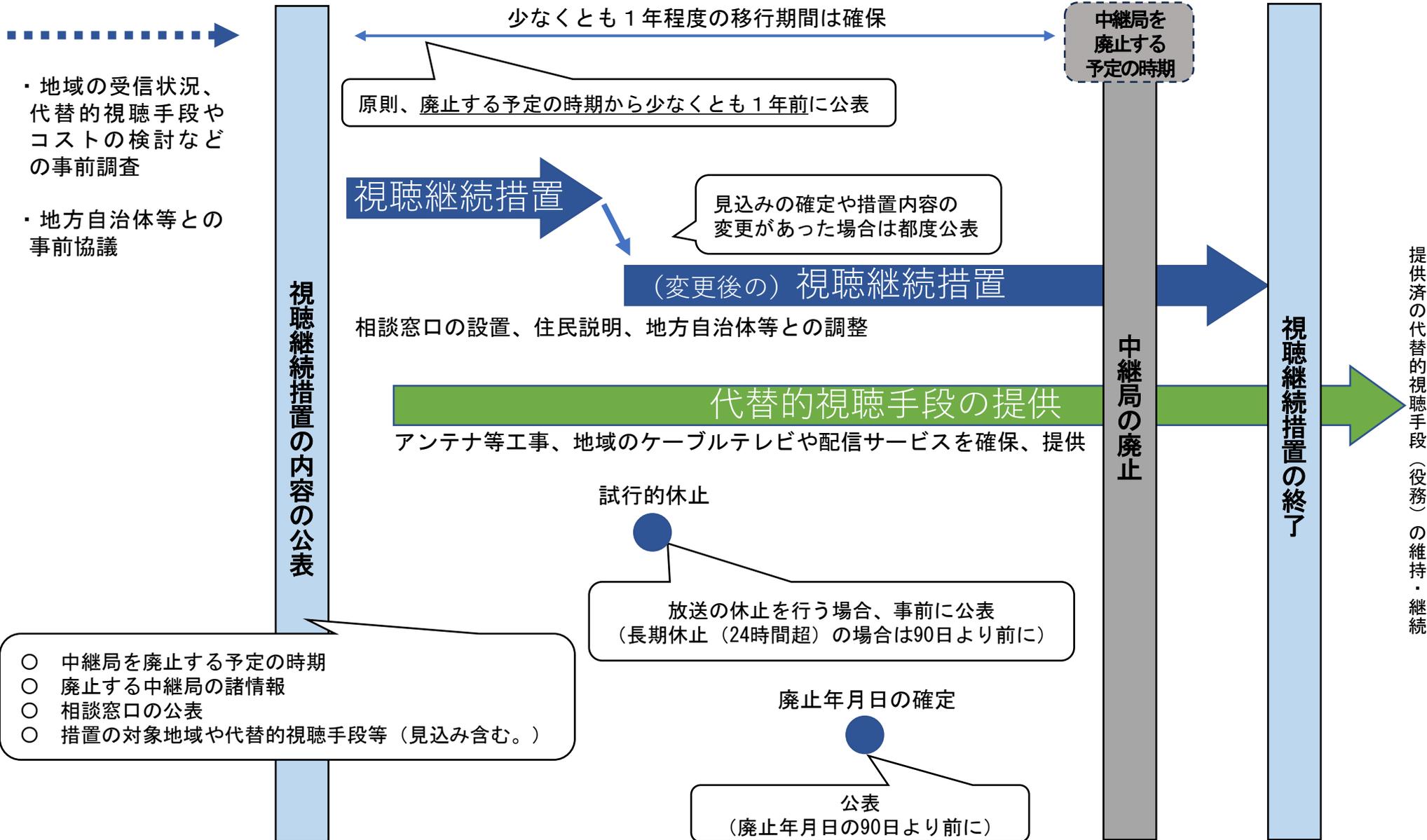
(参考) 視聴継続措置とその公表の流れ (イメージ)

< 検討段階 >

< 公表 >

< 措置の実施 >

< 中継局の廃止 > < 措置の終了 >



第1章 はじめに

- (1) 本ガイドラインの目的
- (2) 主な関係法令
- (3) 対象事業者

第2章 視聴継続措置の実施（法第92条第2項関係）

- (1) 制度趣旨
- (2) 法律条文解説
- (3) 視聴継続措置の内容
- (4) 代替的視聴手段の内容
- (5) 望ましい視聴継続措置の実施方法について
 - ① 中継局廃止までの十分な期間の確保
 - ② 地方自治体、住民代表者等との合意形成
 - ③ 事前周知・説明、相談窓口の設置
 - ④ 代替的視聴手段の確保、提供
 - ⑤ 費用負担
 - ⑥ 継続的かつ安定的なサービスの提供
 - ⑦ 視聴者への十分な説明及び代替的視聴手段への移行
- (6) 法第92条第2項とNHKの協力義務
- (7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について
- (8) 地上ラジオ放送について
 - ① 中波放送（AM放送）
 - ② その他ラジオ放送の取扱い等

第3章 視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項関係）

- (1) 法律条文解説
- (2) 省令条文解説（施行規則第86条の3関係）

第4章 法第110条の2第1項の公表と視聴継続措置に係る公表の関係

- (1) 法第110条の2第1項の公表
- (2) 省令条文解説（施行規則第86条の2関係）

「放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数：47件（法人：44件、個人：3件）

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

○法人 【44件】（提出順）

株式会社五島テレビ、株式会社テレビ愛媛、一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、株式会社高知放送、株式会社岐阜放送、株式会社ニッポン放送、株式会社テレビ朝日、株式会社CBCラジオ、読売テレビ放送株式会社、株式会社文化放送、株式会社radiko、東海ラジオ放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、株式会社TBSラジオ、JCOM株式会社、株式会社テレビ東京ホールディングス、中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ、西日本放送株式会社、株式会社TBSテレビ、朝日放送ラジオ株式会社、北海道テレビ放送株式会社、株式会社テレビ北海道、関西テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人衛星放送協会、朝日放送テレビ株式会社、株式会社エフエム東京、スカパーJSAT株式会社、株式会社中国放送、北海道放送株式会社、株式会社MBSラジオ、株式会社フジテレビジョン、株式会社STVラジオ、東海テレビ放送株式会社、山口放送株式会社、鹿児島テレビ放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、株式会社J-WAVE、株式会社毎日放送、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社アイキャスト、株式会社南日本放送、株式会社FM802

○個人 【3件】

■「放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全体的事項について			
1	改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p>し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。地上テレビ放送の放送ネットワーク維持が喫緊の課題であるため、今回、地上テレビ放送に主眼を置いて放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
2	<p>地上テレビ放送の放送ネットワークを維持するため、放送法施行規則の改正とガイドラインを策定することによって、放送のブロードバンド代替を経営の選択肢とすることについて基本的に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	無
3	<p>改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。全国を上回るスピードで人口減少が進んでいる北海道においても、放送ネットワークの維持は喫緊の課題です。</p> <p>今回、地上テレビ放送に主眼を置いて放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	無
4	<p>喫緊の課題である地上テレビ放送のネットワーク維持のため、改正放送法において、地上テレビ放送のブロードバンド等による代替を経営の選択肢に加える制度整備が図られたことを受けて、実際の円滑な運用にあたっての省令及びガイドラインの策定は、時宜を得たものであり、賛成します。</p>	無

	【株式会社テレビ朝日】		
5	<p>ブロードバンド代替等が、地上波テレビ局の経営の選択肢に加えることが可能となることに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【読売テレビ放送株式会社】</p>		無
6	<p>放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、放送ネットワークの維持に向けて、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		無
7	<p>改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。地上テレビ放送局、とりわけローカル局にとっては放送ネットワークの維持が喫緊の課題です。今回、放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【東海テレビ放送株式会社】</p>		無
8	<p>「我々は、地域における重要な情報インフラとしての責務を果たすべく、日頃より中継地上基幹放送局の整備および維持管理に努めております。</p> <p>しかしながら、昨今の設備の老朽化に加え、更新コストの増大や技術人材の確保難といった課題が顕在化しており、企業経営に対し著しい負担となっております。</p> <p>このたびの放送法改正により、「廃局」に係る要件が明示されたことは、ブロードバンド等の代替手段による放送継続の可能性が制度的に示されたものと同意します。</p>	<p>本案は、地上基幹放送事業者がやむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する際の受信者保護規律（以下「本制度」という。）を整備するものであり、本制度に従って提供される代替的視聴手段やその提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて放送事業者において検討すべきものです。</p> <p>なお、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）による改正後の電波法（昭和25年法律第131号）では、特定周波数変更対策業務を拡充し、無線設備の機能を有線通信により代替する設備へ</p>	無

	<p>とはいえ、代替措置の実施には、受信環境の調査や住民への周知・説明をはじめ、設備の新設や既存機器の撤去等、多岐にわたる業務対応とそれに伴う費用負担が不可避であり、特にローカル放送局にとっては極めて大きな負担となることが予想されます。また、視聴者に追加的な使用料の負担をかけることには反対ですが、地上基幹放送事業者の負担も限度があり、NHKの協力義務とあわせて共同利用の強力な推進にも期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	<p>の変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してまいります。</p>	
9	<p>放送局の現実的な運営状況、地域社会への貢献、災害情報提供の社会的使命等を勘案し、受信者保護と事業持続可能性の双方を両立する制度設計とすることを要望いたします。</p> <p>特に、地方小規模局における費用負担や説明責任、合意形成等の負担が過大とならないよう、国の広報支援や自治体への協力要請の明記を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>総務省としては、本制度について周知等するほか、今後も地上基幹放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本ガイドラインについても、適時適切に見直しを行っていく予定です。</p>	無
10	<p>放送事業者の放送ネットワーク維持の取り組みに対して、総務省の積極的な関与と、将来にわたっての持続的な助成・支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
11	<p>地方基幹放送事業者が果たしてきた「あまねく努力義務」を踏まえ、中継局を廃止せざるを得ない場合に、引き続き視聴できる措置を講じるよう、新たな「努力義務」を設ける趣旨は理解いたします。視聴継続という「受信者（視聴者）の利益」を優先するためには、初動段階から総務省等の関係省庁や地元自治体と密に連携して臨むことが、現実的な選択肢だと思われれます。円滑な移行に向けて、手続きや費用の負担</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無

	<p>が足かせにならないよう、公的機関の関与・協力をお願いするものです。この点、放送事業者を取り巻く環境、ローカル局固有の事情等に鑑み、視聴継続措置ガイドライン等の制度運用のみならず、今後の放送施策全般に反映させていただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>		
12	<p>一方、ラジオ放送については、先行して実施している「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、さらなる検討や措置が必要です。総務省はラジオ放送事業者の意見を汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>r a d i k o等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じFM転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。</p>	無
13	<p>今回の放送法施行規則の改正とガイドラインの策定において、ラジオ放送につきましては現在実施されている「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合を図るにとどまっておらず、これに加えてさらなる検討および追加的な措置が必要であると考えます。つきましては、総務省におかれましては、ラジオ放送事業者の声や実情を十分に踏まえた上で、今後の制度整備に的確に反映していただくよう、要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>		無
14	<p>ラジオ放送については、先行して実施している「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、さらなる検討や措置が必要です。</p> <p>総務省はラジオ放送事業者の意見を汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>		無
15	<p>ラジオ放送については、代替的視聴手段としてIPユニキ</p>		無

	<p>ヤスト配信であるradikoに関する規定など、さらに制度の整備を進めていただくよう要望します。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>		
16	<p>一方、ラジオ放送については、さらなる検討や措置が必要と考えます。総務省はラジオ放送事業者の意見を丁寧に汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>		無
17	<p>ラジオ放送については、「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、特例措置に参加していない局も含めたラジオ放送事業者の意見を汲み上げた上で、今後の制度整備に反映して頂くよう、強く要望します。</p> <p>【株式会社STVラジオ】</p>		無
18	<p>民放各局様におかれましては、近年、広告収入が他メディアへと分散し減少傾向にある現状については、十分に理解しております。</p> <p>本意見は、地上基幹放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関して、離島における視聴環境の保全と、視聴者保護の観点から、以下の点を要望するものです。</p> <p>○視聴困難地域における補完措置の必要性</p> <p>中継局の廃止により、長崎県五島市をはじめとする離島地域では、受信環境が著しく悪化する恐れがあります。</p> <p>特に春から初夏にかけてのフェージング発生により、安定した地上波受信が困難になるため、海底ケーブルによる信号伝送が必須となる。</p> <p>久賀島・奈留島・椛島については、複数の通信事業者が敷</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に視聴継続措置が講じられることを期待するものです。</p> <p>その他、海底ケーブルに係る支援等に係る御意見については、今後の参考として承ります。</p>	無

設した海底ケーブルを利用し、放送波を安定して送信しております。

しかし、五島市内には他も二次離島が存在し、海底ケーブルを利用できないため、嵯峨島、赤島、黄島、前島などの2次離島は中継局・親局からの直接受信に依存しており、廃止されると放送の継続が不可能となる島が存在します。

具体的には、嵯峨島（三井楽局）、赤島（福江局）がそれにあたり、黄島および前島（いずれも長崎局）はフェージングが多発局しています。

○NTT西日本への海底ケーブル開放要請の支援

当社からも相互接続部に嵯峨島、黄島、赤島の海底ケーブル開放を要請しているが、物理的な空芯不足を理由に断られており、WDM方式の早期導入を望みます。

○設備負担に対する公的支援の要請

海底ケーブル設置・運用にかかる費用は地域事業者の大きな負担であり、国による費用の一部補助を要望します。

○スピルオーバーの減少に伴う地域外再送信基準の見直し

現在スピルオーバー地域とされている地域においても、中継局の廃止によりその条件を満たさなくなる可能性が高く、これまで視聴可能であった福岡の民放放送が受信できなくなるといった事態が予想されます。

地域外再送信の同意基準を全国的に統一するよう要望します。

【株式会社五島テレビ】

19	<p>視聴継続措置として用いられる代替的視聴手段への対応については、地上波テレビ放送のデジタル化の時を参考に、地上基幹放送事業者が個別に対応するのではなく、同じエリアで放送する事業者が一体となって対応することが負担を減らすことに繋がり、それが視聴者の利便につながります。エリアの放送事業者が一体となった取り組みに対して、総務省が協力することを望みます。</p> <p>また、放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり、処理が困難となるような場合には、関係省庁が連携して適切に仲介し、解決に尽力すること、地域住民への説明にも総務省の協力を要望します。</p> <p>【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p> <p>なお、御指摘のような地域の放送事業者が一体となって視聴継続措置に取り組むことを想定し、本案の放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第86条の3第6項等を規定しているところです。</p>	無
20	<p>「地域限定同時配信」の今後の受信環境の在り方について意見を述べる。</p> <p>地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置において、住居などに固定的に設置される受像機に対する視聴継続措置が最重要であることに異論はない。</p> <p>その上で「地域限定同時配信」が、特定の地域内に固定的に設置される受像機以外でも視聴できる仕組みの構築が重要で、車載などの移動受信や、災害発生時の仮設受信などへ配慮されることが望ましい。</p> <p>具体的には、セットトップボックスやUSBデバイスなどの追加的な装置によって受信できる仕組みだけに留まらず、すでに一般的になりつつあるコネクテッドテレビだけで、「地域制御」をした上で受信できるようにするとともに、車載受像機においても、「地域限定同時配信」対応のコネクテッドテレビが普及するよう、視聴環境の整備が必要だ。総務省に</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>地上デジタルテレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合におけるその品質・機能の水準については、本ガイドラインにおいて「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の検討結果を踏まえ、放送に準じて視聴者が受容可能なものであることを要件としています。当該配信サービスに係る受信端末については、当該要件を踏まえつつ、放送事業者において、必要に応じて検討を進めるべきものと考えます。</p>	無

	<p>は、受像機メーカーや関係団体への継続した働きかけをお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">【読売テレビ放送株式会社】</p>		
21	<p>本件に関して、賛成ではあるが、追加的な取り組みとして以下の2つを要望する。</p> <p>地上波テレビ放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関しては、衛星放送を補完的に活用すること。</p> <p>具体的には、民放に関しては、災害時において、キー局が予め確保しておいた帯域を活用して、被災地の放送局をサイマル放送する臨時のBS又はCSチャンネルを開設・運用することが可能か検討することが望ましい。</p> <p>NHKに関しては、平時は首都圏放送センターの放送を、災害時は被災地の放送局の放送をサイマル放送するBSチャンネルを開設することが望ましい。当該チャンネルについては、放送法第20条第5項の趣旨及びNHKが多様な手段を用いて正確で良質な情報・コンテンツを伝達する役割を担っていることを踏まえ、原則として地域による視聴制限は掛けない形で、かつ常時放送すべきである。</p> <p>ラジオ放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関しては、総務省と放送局が連携して広報活動を強化すること。</p> <p>具体的には、定期的実施している「ワイドFM広報強化期間」において、AM局廃止及びFM転換に関して理解を増進する情報及び周波数が98.9MHzまで拡大された旨を盛り込むことが望ましい。</p> <p>なお、本年は意見提出の段階で、総務省制作のワイドFMの広報ポスターは各所に掲出されているが、Web動画が制</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、衛星放送を地上波放送の代替手段の一つとすることについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」において検討が進められ、同検討会の3次取りまとめとして各種課題について整理されたところです。</p> <p>衛星放送の災害時の活用等については、「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」において検討を行っています。</p> <p>後段のワイドFMに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>作されていない。YouTubeでは例年100万回程度再生されており、国民に好評であると考えられるので、可能ならば本年以降も制作をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
22	<p>意見の趣旨</p> <p>総務省が推進されている電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に向けた省令案等を契機に、現行の電波による放送インフラと、急速に普及するインターネットインフラの役割を再整理し、それぞれの強みを最大限に活かした効率的かつ持続可能な視聴環境の構築を進めるべきであると考え、以下の意見を提出いたします。</p> <p>背景と課題</p> <p>地方の人口減少、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術者不足といった複合的な要因により、地上基幹放送の中継局を維持・更新することが困難になっています。地上デジタル放送への完全移行から約15年が経過し、多くの小規模中継局で更新期限が到来しており、その維持管理コストの合理性が問われています。</p> <p>一方で、光回線やWi-Fiなどの技術進展によりインターネット経由でのコンテンツ配信が普及し、視聴手段が多様化しています。今回の法改正で「地域限定同時配信」といったインターネットを活用した代替手段が明記され、中継局廃止の際には代替手段を講じる努力義務が導入されたことは、この変化を認識し、インターネットの活用を進める方向性を示していると理解しています。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

上記の背景を踏まえ、電波のインフラとインターネットのインフラについて、以下の通り整理を進めることを提言いたします。

・電波インフラの役割の再定義と最適化：

電波による放送は、災害時における情報伝達の強靱性や、不特定多数への同時同報性といった特性から、今後も社会的に重要な役割を担い続けるべきです。

しかし、全ての地域で従来通りの中継局網を維持することは現実的ではないため、今後は電波インフラの維持・更新を、その特性が最大限に活かされるべき地域や機能に重点化し、その役割を再定義することが必要です。例えば、大規模災害時における情報保障、地理的にインターネット環境の整備が困難な地域への最低限の提供、または高齢者などデジタルデバイド対策としての中核的な役割に特化することが考えられます。

・インターネットインフラの積極的な活用と位置づけの明確化：

都市部や光回線・ブロードバンド環境が整備された地域においては、インターネットを通じたコンテンツ配信（配信サービス）を、放送番組の主要な視聴手段の一つとして積極的に位置づけるべきです。

「地域限定同時配信」などの取り組みをさらに推進し、インターネットインフラを既存の電波インフラを補完し、あるいは代替する重要な手段として明確に位置づけることで、より効率的かつ多様な視聴環境を整備することが可能となりま

	す。 【個人2】		
23	別紙3のガイドライン案において、廃止する中継局の代替的視聴手段として、IPユニキャストの記載があるが、一視聴者としては、録画方法や台数等、現行放送から著しく利便性が低下し、受け入れ難いと感じている。また、マルチキャストについても現在所有している録画機と同数が支給されないと受け入れられない。 総務省としては、1軒でも代替手段を受け入れることができない世帯があった場合、中継局の廃局は認めない方向でお願いしたい。 【個人3】	代替的視聴手段として提供される配信サービスは、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、同検討会の第3次取りまとめ（令和6年12月13日公表）に沿って、適切に提供されることが適当であり、放送事業者がやむを得ず中継局を廃止しようとする場合には、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に視聴継続措置が講じられることを期待するものです。	無
放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案について			
省令案全般について			
24	今次改正とガイドライン制定は、放送の二元体制の維持を前提にしています。中継局廃止時の「視聴継続措置」実施に当たり、放送事業者の費用負担や手続きが過度なものとならないことを強く要望します。特に厳しい経営環境にある地方局の事情も踏まえ、総務省・自治体の十分なサポートを期待します。 【日本テレビ放送網株式会社】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
認定証デジタル化について			
25	弊協会の会員社の大半は、「現に基幹放送の業務の認定を受けている者」にあたります。 したがって、特段の手続きの必要なく、認定証のデジタル化の運用の施行日を迎えることとなります。 施行日前に、総務大臣から、認定記録の作成、認定番号、	総務省として、制度改正の内容等の適切な周知広報に努めてまいります。	無

	<p>暗証番号が通知されることとなりますので、通知の発信前に、「基幹放送認定証のデジタル化の運用」に関し会員社向けに丁寧なご説明を行っていただくよう要望します。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>		
施行規則第 86 条の 3 関係			
26	<p>ラジオ放送における視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の個別の事情、経営体力に配慮した形で、ラジオ各社に過度な負担とならないように具現化することを要望します。</p> <p>【株式会社エフエム東京】</p>	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
別表第 21 号の 5 について			
27	<p>民放連は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第 29 回会合（2024 年 8 月 19 日開催）において、「ラジオ中継局の IP ユニキャスト（radiko を含む）による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radiko の普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。</p> <p>総務省において検討を進め、ラジオ中継局を廃止する際の代替的視聴手段として、radiko 等の IP ユニキャスト配信を追加するよう要望します。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	radiko 等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2 回目の「AM 局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ FM 転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。	無
28	<p>放送法施行規則第 86 条の 3 に定める「代替的視聴手段」について、別表第 21 号の 5 では、ラジオ放送に関して FM 補完放送のみが例示されています。</p> <p>しかしながら、経済合理性の観点から、やむを得ず AM 中継局を廃止する際に、代替として新たに FM 中継局を開設す</p>		無

	<p>ることは、設備投資や運用コストの面から非常に困難です。</p> <p>このため、radiko等の別の代替手段についても、その普及状況を踏まえたうえで、経営上の実行可能な選択肢となるよう、強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>		
29	<p>「FM補完放送」が視聴継続措置の代替手段として明記されたこと評価いたします。一方で、radiko等の配信サービスが視聴継続措置の有効な代替手段として位置付けられておらず、各放送局が個別に検証・実証を行う必要が生じかねない状況が危惧されます。</p> <p>特にradikoによる配信サービスは既に広く普及・受容されており、実効的かつ合理的な手段であることから、正式に視聴継続措置の選択肢として位置付けることを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>		無
30	<p>改正放送法第92条第2項は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の公表について努力義務を定めています。</p> <p>AM中継局の廃止に係る視聴継続措置について、別紙1、省令案の十八頁、別表第二十一号の五「二 ラジオ放送関連」では「FM補完放送」のみとなっており、経営の選択肢が非常に限られております。AM中継局廃止のために新たにFM補完中継局を置局することは、設備投資および経費の更なる増加となるため、現在のラジオ局経営において困難極まりない選択肢となっております。</p> <p>ラジオの視聴継続措置につきましても、radikoを含む</p>		無

	<p>配信等を代替として追加するよう強く要望いたします。</p> <p>【株式会社CBCラジオ】</p>	
3 1	<p>ラジオ中継局の廃止に伴う代替手段に、radiko等のIPユニキャストによる配信を追加していただくよう要望いたします。</p> <p>【株式会社文化放送】</p>	無
3 2	<p>ラジオ放送関係に「ラジコ」の追加を検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>【西日本放送株式会社】</p>	無
3 3	<p>ラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段として、radiko等のIPユニキャスト配信を追加するよう要望します。</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>	無
3 4	<p>北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のAM局によるカバーをFM局で実現する為には、AM局を上回る数の中継局が必要となります。その設備投資は現状のラジオを取り巻く環境では、経営努力を超える負担となる為、非常に困難です。</p> <p>また、将来的には、現状のAM局の設備を維持できず、廃止せざるを得ない事も考えられます。</p> <p>AM局を廃止する際の代替的聴取手段として、radiko等のIPユニキャスト配信も追加するよう、要望します。</p> <p>【株式会社STVラジオ】</p>	無
3 5	<p>改正放送法では、ラジオ放送に関する視聴継続措置の代替手段がFM補完放送に限定されています。</p> <p>しかし、極めて厳しい経営環境下にあるAMラジオ事業者が、経済合理性の観点から止むを得ずAM中継局を廃止する</p>	無

	<p>ためにFM補完中継局を別途設置すれば、設備投資費や維持費などの新たな負担を抱えることになってしまいます。</p> <p>「radiko」による配信サービスは、実効的且つ合理的なラジオ聴取手段として既に広く認知され普及が進んでいます。つきましては「radiko」を視聴継続措置の代替手段に加えた制度を整備して頂きますよう強く要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【東海ラジオ株式会社】</p>		
36	<p>『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）』の「第3章 ラジオ放送における経営の選択肢」においては、特例措置に関し、「世帯・エリアカバー率の算出に当たり、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である」「近年においては、radiko等のラジオ番組のインターネット配信によっても、それらが聴取されている実態がある」と言及されています。</p> <p>これらの記述を踏まえ、今後ラジオ送信所を廃止する際の代替聴取手段として、radiko等によるIPユニキャスト配信を制度上明確に位置づけることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		無
<p style="text-align: center;">地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインについて</p>			
<p style="text-align: center;">ガイドライン全体について</p>			
37	<p>NHKは、放送法の「あまねく義務」を前提に、より効率的な伝送網を構築し放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで、二元体制を維持するとともに、中期経営計画で掲げた「情報空間の参照点」の提供、「信頼できる</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける</p>	無

	<p>多元性確保」への貢献を果たしていく所存です。</p> <p>NHKとしては、本ガイドラインを踏まえ、「あまねく義務」に基づき、代替的視聴手段も含めた放送ネットワークの維持に引き続き努めていきます。一方で、民間放送を含めた放送の二元体制をとりまく環境は、人口減少の加速化や地域の過疎化、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足といった複合的な理由により、いっそう厳しくなっており、条件不利地域の地上放送ネットワークを放送事業者のみで維持し続けていくことの困難性が増しています。</p> <p>代替的視聴手段への移行にあたっては、地域における多元性確保や視聴者負担の軽減を目的に、NHKとしても放送法に定められた民間放送事業者への協力義務も含めて適切に対応してまいりますが、視聴者のみなさまにご理解いただくために必要な体制や中継局廃局時の撤去コスト、初期段階における設備投資など、放送事業者全体での事業設計が課題となります。</p> <p>総務省、地元自治体など行政機関による長期的な支援措置を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	
38	<p>改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定し、本ガイドライン案では地上基幹放送事業者が取ることが望ましい対応について解説しています。</p> <p>地上テレビ放送の放送ネットワーク維持に向けては、現に視聴されている受信者の保護は極めて重要であるとともに、地上テレビ放送事業者にとっての経済合理性の確保も不可欠</p>		無

	<p>です。総務省においては、放送事業者による放送ネットワーク維持の取り組みに積極的に関与し、その取り組みに対し、将来にわたり必要かつ十分な助成及び支援を実施されるよう強く要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
39	<p>ローカル放送局がラジオ中継局を休止する上で、インターネット技術を活用したradikoを放送の代替手段として位置付けることは、合理的な措置であると考えます。つきましては、今後ますます普及が進むインターネットを公式なラジオ放送の代替手段として法的に位置づけ、中継局廃止による聴取者への影響を最小限に抑制するよう、強く要望いたします。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>	<p>radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じFM転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。</p>	無
<p>第1章 はじめに</p> <p>(1) 本ガイドラインの目的</p>			
40	<p>中継局の代替を進める中で、指摘されているような環境の変化などに伴い、新たな課題が生じることも想定されます。</p> <p>「受信者保護規律についても、そのような状況を反映したものとする必要がある」という指摘は重要であり、実情に沿ったガイドラインになることが望ましいと考えますので、「適時適切に見直しを行っていく」ことに賛同します。</p> <p>見直しに際しては、放送事業者の意見も十分に考慮されることを要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、今後のガイドラインの見直し・更新に当たりましても、幅広い意見を踏まえて検討することが適当であると考えます。</p>	無
41	<p>「今後も地上基幹放送の取り巻く環境の変化や新たなサービスの登場、関連する法規が変更されていく可能性がある」ことから、本ガイドラインについて「適時適切に見直しを行</p>		無

	<p>っていく」としていることに賛同します。見直しの際には放送事業者側の意見を聞き取り、反映させることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		
4 2	<p>本ガイドラインの導入により、地上基幹放送事業者がブロードバンド代替等に移行する際の手順が明確になり、代替的視聴手段への移行を混乱なくスムーズに進めることが出来るものと考えます。一方、本ガイドラインは「望ましい取組」を示すものであり、放送事業者が代替手段を利用する際には、地域・個別事情に応じた柔軟な対応が可能であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>第2章 視聴継続措置の実施（法第92条第2項関係）</p> <p>（1）制度趣旨</p>			
4 3	<p>本案では、制度の趣旨として、地域の人口の減少や、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足等、放送を取り巻く環境の変化に伴い、全国各地に設置してきた中継局の維持・更新が放送事業者の負担となってきた、という認識が示されています。このうち広告費減少、設備維持費用の高騰といった経済的困難性は、とりわけ民間放送事業者にとって大きな課題であり、それらを勘案する本制度の趣旨に賛成します。そして本ガイドラインが適用されるケースにおいては、制度の趣旨で指摘されている放送事業者の負担に鑑みて、民間放送事業者の経済的負担が増加しないよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
4 4	<p>放送事業者として「中継局を可能な限り維持する責務」は負</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合</p>	<p>無</p>

	<p>うべきものですが、例えば鹿児島は南北約 600 km の県域に大小の有人離島が点在し、NHK と民放 4 局が中継局の維持・更新を分担してなお、事業者負担の重さに悩まされています。風水害や地震、火山噴火が頻発する条件不利地域であり、地政学的な重要性も高まっているエリアであるだけに、より円滑な代替措置への移行が肝要と思われまます。</p> <p>例えば本文の末尾に「受信者の利益の保護を優先する観点から、関係省庁や地方自治体と密に連携するものとする」といった一文を追記していただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	
45	<p>本案では、制度の趣旨として、地上基幹放送事業者が中継局をやむを得ず廃止する際の規律であるところ、地上基幹放送事業者は、同条第 1 項に基づき、その基幹放送をあまねく受信できるように努め、その受信を可能とするために設置した中継局を可能な限り維持する責務は引き続き負う、と改めて示されています。中継局を維持するには、構成する機器類が安定供給されることが必要不可欠ですが、市場原理によって機器調達が困難になることも危惧されます。基幹放送事業者が中継局を維持する意思があるにも関わらず、上記要因等によって阻害されることがないよう、中継局の維持が可能な環境が整えられることを強く希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
<p>(2) 法律条文解説</p> <p>② 「地域の人口の著しい減少その他の理由により、…やむを得ず廃止するとき」</p>			
46	<p>中継局の共同利用制度は、運用・維持コスト軽減を約束する手法ではないと考えます。整備された制度（中継局の共同利用）は選択肢の 1 つと理解するので、文面を「中継局の共</p>	<p>御指摘の本ガイドラインにおける「令和 5 年に成立した放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 40 号）によって可能となった中継局の共同利用により中継局の維持</p>	無

	<p>同利用により中継局の維持コストの負担軽減を図るなど」ではなく、「中継局の共同利用などを利用し、中継局の維持コスト負担軽減に努め、」に変更したほうがよいと思います。</p> <p>【西日本放送株式会社】</p>	<p>コストの負担軽減を図るなど」との記述箇所については、「など」としてありますとおり、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 92 条第 1 項の趣旨を踏まえた中継局の維持方策の一つとして例示的に示したものとなります。</p>	
④当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域			
47	<p>各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないことから、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説していますが、地上基幹放送事業者だけでなく、総務省も連携して把握に努めることが必要です。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無
48	<p>各中継局の放送区域として想定されているエリア外で、基幹放送を受信している世帯が存在している可能性がある。そうした世帯の存在を地上基幹放送事業者が把握するのは困難であり、放送事業者に把握するよう求めれば、過度な負担となり、ブロードバンド代替等を選択する際の大きな障壁になる可能性がある。影響の把握についても、総務省や自治体の協力を強くお願いしたい。</p> <p>【読売テレビ放送株式会社】</p>		無
49	<p>「中継局を廃止する地上基幹放送事業者は、中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある」としていますが、総務省も地上基幹放送事業者と連携して影響について把握したうえで、中継局の廃止と視聴の継続を推進するため対応していただくことが重要です。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>		無
50	<p>中継局廃止に伴い基幹放送を受信することができなくなる</p>		無

	<p>地域に関して、地上基幹放送事業者が中継局廃止の影響把握に努めることとされ、受信者保護・視聴継続措置は地上基幹放送事業者の努力義務とされております。</p> <p>これらの作業は、地デジへの移行時よりもさらに大きな作業量となることが予想されます。総務省が全体を把握した上で、総務省と地上基幹放送事業者が連携して住民説明や相談などの作業を行うことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p>	
5 1	<p>各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないことから、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて、中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説していますが、総務省も連携して把握に努めることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	無
5 2	<p>放送事業者が放送区域外でどこまで視聴されているかを把握することは大きな負担となり、実質的に困難です。仮に、放送区域外での「視聴に対する影響」を把握するよう努める場合には放送事業者だけでなく、総務省との連携も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	無
5 3	<p>ガイドライン案では「各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないこともあるので、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある」としています。しかしながら、当該中継局から離れた標高の高い地域など、思わ</p>	無

	ぬ場所に視聴者がいることも考えられます。このような地域を把握していくためには、総務省や自治体との連携が不可欠です。 【東海テレビ放送株式会社】		
5 4	本案では、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説しています。しかしこうした要件を満たすには膨大な労力と費用が必要と考えられるため、地上基幹放送事業者だけでなく、総務省も連携して把握に努めることが必要であると考えます。 【株式会社毎日放送】		無
5 5	各中継局の放送区域と基幹放送を受信することができなくなる地域は必ずしも一致しないこともあるので、「必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある」旨解説していますが、中継局を廃止した場合の影響を把握する際には、総務省も連携して取り組むことが必要だと考えます。 また、放送法第92条1項に規定されている通り、基幹放送事業者があまねく努力義務を負っているのは、放送対象地域内となりますので、放送区域外への影響の把握は困難です。そのため、放送区域外の視聴継続措置については、対象範囲として観念されないものと考えます。 【株式会社テレビ朝日】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。 なお、本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。	無
5 6	放送対象地域外においても受信している可能性は考えられます。しかしながら、放送事業者としての責任範囲は放送対象地域とするべきであり、地域外については新たな制度設計		無

	にて救済すべきと考えます。 【株式会社高知放送】		
57	<p>【本項における「地域」は、放送対象地域を指すものではなく、「中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信できなくなる地域」を意味しており、廃止される中継局ごとの放送区域を基に、個別に判断されることとなります。〈中略〉放送事業者は、中継局の廃止による影響を把握するよう努める必要があります。】とされていますが、これは「あまねく受信の努力義務」の範囲を超えるものであり、中継局の廃止や代替的視聴手段への移行が、放送事業者の経営判断として選択しづらい状況を生じさせかねません。</p> <p>したがって、視聴継続措置の実施にあたっては、放送区域内を対象とし、それ以外の地域については、これまでの地上テレビ放送のデジタル化に際して国が支援を行ってきたように、同様の対応が求められると考えます。</p> <p>【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。また、地上基幹放送事業者が、やむを得ず中継局を廃止する場合には、適切に視聴継続措置を実施するために、放送対象地域内において中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要があるものです。</p>	無
58	<p>影響範囲を把握する必要性を十分認識しておりますが、放送区域外につきましては、視聴者の受信状況を把握しているNHKに主導的な役割を期待します。</p> <p>【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>改正法による改正後の放送法第20条第6項においては、NHKは、同条第1項第1号の業務を行うに当たり、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、民間の地上基幹放送事業者等が同法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない旨規定されているところです。</p>	無
59	<p>基幹放送の代替手段として、CATVやIPマルチキャスト方式が選択肢となる点について賛同いたします。なお、経済合理性を目的に代替手段の放送サービスを提供していく観点から、これら代替手段は放送法上における有線一般放送であるべきと考えます。</p>	<p>地上テレビジョン放送の代替的視聴手段については、基幹放送に準ずる品質・機能を備えていること、すでに多くの視聴者に受容されていることを踏まえれば、まずはケーブルテレビやIPマルチキャスト方式の有線一般放送による代替が選択肢になると考えられますが、ケーブルテレビ等が十分普及してい</p>	無

	<p>また、有線一般放送による代替が合理的でない場合は、配信サービスを選択することも許容される点について、例えばIPユニキャスト方式が想定されますが、IPユニキャストの提供に係る法律等の整備をしていただきたく考えます。</p> <p>【株式会社アイキャスト】</p>	<p>ない地域など有線一般放送によることが合理的でない場合には、配信サービスを選択することも許容されるものとして、本ガイドラインにおいて整理しています。</p>	
⑤「当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずる」			
60	<p>中継局の維持が困難になる中、代替的視聴手段の提供は重要な施策であるが、放送事業者のみで地域住民への対応を行うことは、大きな負担となります。</p> <p>地域住民への説明や相談体制に対し、人的支援や助成など様々な面で総務省や自治体に協力いただくことを、強く要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無
61	<p>説明会等での事前周知、問い合わせ対応等、地域住民の合意形成を得るためには、相談窓口の設置等、自治体や国（総務省）の支援も必要です。</p> <p>【北海道テレビ放送株式会社】</p>		無
⑥「努めるものとする」			
62	<p>地上基幹放送事業者があまねく努力義務を負っているのは放送対象地域内の受信者保護であり、放送対象地域外の受信者保護の義務を負うことは、過剰な負担増になると考えます。</p> <p>【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。</p>	無
(3) 視聴継続措置の内容			
63	<p>中継局の廃止・代替的視聴手段への移行に係る住民説明や相談受付体制の構築にあたっては、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者のみならず、総務省・各地域の総</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・</p>	無

	合通信局により連携・協力していただくことが必要だと考えます。 【株式会社テレビ朝日】	<p>地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	
64	<p>人口減少社会に突入する中、条件不利地域にも地上波テレビ局のコンテンツを届ける重要性を認識している。ブロードバンド代替等の対象となる地域に対しての事前周知・説明、相談窓口の設置について、総務省や地方自治体の積極的な協力をお願いしたい。</p> <p>総務省の「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」で発表された住民アンケートの結果、「切り替えの案内の在り方」として「案内について誰からのものだとより安心できると感じますか？」との設問に対し「市役所など行政機関」「町会長・自治会長・組合長」との回答が半数以上を占めていた。</p> <p>行政機関などが説明に加わることで、住民が安心して説明が聞ける環境作りに役立つことが明らかになっているからだ。</p> <p>【読売テレビ放送株式会社】</p>		無
65	<p>「住民説明や相談体制」についても、総務省及び関係省庁や自治体等の公的機関との連携をお願いするものです。</p> <p>【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>		無
(4) 代替的視聴手段の内容			
66	<p>BB代替作業チームの第3次取りまとめでは、ネット経由での番組視聴に対する受容性評価において、2割の人が「受け入れられない」と回答しています。受け入れられない人が一定数存在する中で、全ての視聴者が受容可能とする環境を構築することは放送事業者にとって負担が大きく、義務化す</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合におけるその品質・機能の水準については、本ガイドラインにおいて「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の検討結果を踏まえ、放送に準じて視聴者が受容可能なものであることを要件としています。代替</p>	無

	<p>べきではありません。また、地域住民への説明には、総務省が積極的に協力することを強く要望します。</p> <p>【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>的視聴手段については、当該要件を踏まえつつ、放送事業者において、必要に応じて検討を進めるべきものとなります。</p> <p>なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	
67	<p>IPユニキャスト方式を含めて「代替的視聴手段」の選択肢に加えることに賛同します。</p> <p>【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
68	<p>代替的視聴手段の内容の例として、有線一般放送による再放送や「IPユニキャスト方式」が挙げられています。デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」の「別添4 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」14ページに、「将来、衛星放送が地上放送の代替の現実的な選択肢になるかどうかを見極めるために、各課題について引き続き検討が必要と考えられる。」とあり、2024年度には実証実験が行われたところです。</p> <p>昨年の実証実験において、地上波を受信して衛星放送にて再放送することは技術的に可能と判明しました。離島などではケーブルテレビやブロードバンド回線の敷設が困難な地域もあり、衛星（限定受信方式活用）による伝送も代替的手段に加えるべきと考えます。</p> <p>なお、現時点において衛星による代替が現実的な選択肢として適当でないとされるのであれば、衛星が「地上放送の代</p>	<p>衛星放送を地上波放送の代替手段の一つとすることについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」において検討が進められ、御指摘のとおり同検討会の3次取りまとめとして各種課題について整理されたところです。衛星放送を地上波放送の代替の手段の一つとすることが適当であるか否かは、地上基幹放送事業者による視聴継続措置の実施状況等を踏まえながら、今後、適時に検討されていくべきものと考えます。</p>	無

	替の現実的な選択肢」となるために必要な検討を急ぎ行って頂くことを要望いたします。 【スカパーJ S A T株式会社】		
69	中継局廃止に伴い、代替的視聴手段として候補にあがるものは、大きなコストがかかることが想定されます。国が進める地方創生などを意図した通信網の整備が前もってなされれば、それを活用して代替的視聴手段の整備ができるため、関係がある事業は連携して進めるべきと考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
(5) 望ましい視聴継続措置の実施方法について			
②地方自治体、住民代表者等との合意形成			
70	中継局廃止により、影響を受ける地域の住民に受け入れて頂けるように放送事業者が努めることは重要であると考えます。しかしながら、協議の対象を住民にまで拡大することは適当でないと考えます。地デジ化の経験を踏まえると、当該自治体が住民を代表して、放送事業者と協議・調整を図ることが現実的と考えます。 【株式会社高知放送】	本ガイドラインでは、住民理解を得るに当たり、放送事業者が、特に地方自治体や自治会等の住民代表に対し、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当であるとしています。	無
71	ラジオ中継局の廃止に際して聴取者の理解を得る場合、テレビ中継局の廃止とは異なる状況が想定されます。地方公共団体、住民代表等への説明については、ラジオ局の事情や意見を十分に考慮し、総務省にも協力いただけるよう要望いたします。 【株式会社文化放送】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。	無
72	視聴継続措置を確実に実施するためには、対象地域の住民の方々のご理解、ご協力が欠かせません。地上デジタル放送への移行時においては、地上テレビ放送事業者は過去に経験のない住民対応に取り組み、解決が困難と思われる様々な課題に直面しましたが、総務省の支援を得たことにより、最終	その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無

	<p>的には移行を問題なく進めることができました。</p> <p>「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の下で開いた「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の「3次取りまとめ」は、令和5年度実証事業において実施したIPユニキャスト方式についての受容性評価では、「約6割の被験者が『受け入れられる』と回答」したとする一方、「受け入れられない」は20%、「どちらとも言えない」は21%だったとしています。この結果から、ブロードバンド（BB）代替を円滑に進めていくためには、住民の方々のご理解を得ることが最も重要な作業の一つであり、地デジ移行時を上回るような、相当の労力と時間を要するものと想定されます。</p> <p>今回、視聴継続措置を実施するに当たっては、想定される地方自治体及び住民代表者の方々等への説明、住民の方々への事前の周知・説明、説明会の開催、戸別訪問、事前・事後の相談窓口の設置・対応等、住民対応実施の全般において、より一層の住民の方々のご理解を得るとともに、詐欺行為を防ぐことを目指して、総務省の強力な関与と支援を要望します。</p> <p>具体的には、住民対応全般にかかる費用への助成に加え、 ①地域住民の方々への発出文書の連名化 ②説明会の設定支援・立ち合い ③戸別訪問時の支援 ④相談窓口の運営の支援・助言—等をはじめ、必要となる対応について、人的な援助を含め、積極的な支援をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
73	<p>本案では、中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行するに当たり、地方自治体や、自治会等の住民代表に対しては、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当である、としています。しかし事前説明や合意形成の対象は自治会等の住民代表です。影響の把握と同様には膨大な労力が必要と考えられ、</p>		無

	<p>総務省や地方自治体など行政はそうしたプロセスに積極的に協力するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>		
74	<p>中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行するに当たり、地方自治体や自治会等の住民代表から十分な理解を得るためには、放送事業者からの説明だけではなく、行政による支援も不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>		無
75	<p>IPユニキャストで代替する場合について「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」では、「地域住民の理解を得るうえで必要なプロセスについて、代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には基幹放送を行う者が主体となって取り組むべきものであるが、その重要性に加え、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」と指摘されています。</p> <p>その趣旨も踏まえて、地元住民（視聴者）の理解を得るための事前周知・説明、相談窓口設置について、総務省や地方自治体等の公的機関による前向きな協力を要望します。公的機関が説明等の場に加わることで、住民側の安心感が高まります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>		無
76	<p>地方自治体や住民代表への事前説明が行われることは重要であると理解できますが、単独で窓口を設置するのではなく、同じエリアで放送する事業者が一体となって対応することにより視聴者の利便性がよくなると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】</p>	<p>御指摘のような地域の放送事業者が一体となって視聴継続措置に取り組むことを想定し、本案の放送法施行規則第86条の3第6項等を規定しているところです。</p>	無
④代替的視聴手段の確保、提供			
77	別紙3、ガイドライン（案）の7頁、「④代替的視聴手段の	本ガイドラインにおける御指摘の記述は、「④代替的視聴手	無

	<p>確保、提供」の後半部分では「すでに多くの視聴者に受容されていることを踏まえれば～配信サービスを選択することも許容されるものと考えられる」とあり、地上ラジオ放送にも同様な考え方が適用されるものとするれば、大いに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	<p>段の確保、提供」の冒頭に記載のとおり、地上テレビジョン放送についての例示による記載となっています。</p>	
78	<p>「受信状況等の調査を行った上で」との記載がありますが、その調査には人的リソースが必要であり、時間と費用がかかります。放送局がそれぞれ行うのではなく、同じエリアで放送する事業者が情報共有できるよう、総務省が協力することを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無
79	<p>テレビの視聴選択は受信者にあると考えます。この文面は、代替的視聴手段を選択・確保し、視聴者に提供することと記載しています。これは視聴選択権をもつ受信者に押し付けるともとらえることができます。文面は、「代替的視聴手段」の情報を視聴者に提供する。が妥当かと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>改正法によって設けられた新たな責務を踏まえ、地上基幹放送事業者は、中継局を廃止する場合には、まずは、自らの責任において、視聴者の代替的視聴手段を確保、提供しよう努めることが求められるものです。その上で、本ガイドラインにおいて記載のとおり、衛星放送や多チャンネル放送などの追加的役務の利用について、視聴者の選択により代替的視聴手段として提供される役務ではないものを自らの判断において契約することが否定されるものではありません。</p>	無
⑤費用負担			
80	<p>ガイドライン案において、放送の中継局廃止に伴う代替的視聴手段の費用負担について、地上基幹放送事業者が視聴者に極力費用が発生しないよう努め、仮に費用が発生する場合には適切な説明を行う必要があると明記されたことに賛同いたします。</p> <p>地上基幹放送事業者の判断による中継局廃止に伴う代替的視聴手段の提供の第一義的な受益者は地上基幹放送事業者で</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>あり、これまで無料で視聴が可能だった視聴者に新たな費用負担が発生しないことが望ましく、地上基幹放送事業者がその代替にかかる費用を負担することが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
8 1	<p>放送事業者の判断により中継局を廃止するのであり、受信者保護については理解します。</p> <p>しかしながら移行に関する費用を放送事業者が負担することは本制度の趣旨に反するのではないかと考えます。特に移行後の利用料金を負担することは、継続的に放送事業者の経営を圧迫することになり、適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	<p>放送事業者の経営判断によってやむを得ず中継局が廃止された場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。</p> <p>その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。</p> <p>なお、改正法による改正後の電波法では、特定周波数変更対策業務を拡充し、無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してまいります。</p>	無
8 2	<p>この施策を利用する放送事業者は「経営的な問題」が発生しています。視聴者保護は十分理解しますが、放送事業者にその負担を強いることは、施策目的を達成できないことが予測されます。</p> <p>放送事業者（特に民間）の費用負担は相応しくないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>		無
8 3	<p>放送の代替手段に係る費用として、初期費と月額利用料が考えられますが、放送事業者の費用負担については、月額利用料等のランニングコストは含まず、代替的視聴手段へ移行するためのイニシャルコストのみとすることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		無
8 4	<p>中継局廃止は中長期的に電波の有効利用に資することも踏まえ、代替的視聴手段の費用負担全般に対し、例えば電波利用料を充てるなど、政府・自治体のサポートをいただきたく要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>改正法による改正後の電波法では、特定周波数変更対策業務を拡充し、周波数を共同利用する場合を加えたほか、無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してま</p>	無
8 5	<p>放送事業者が中継局廃止に踏み切らざるを得ない状況に至</p>		無

	<p>った場合、国や地方自治体による公的な支援をもって「受信者の利益」を滞りなく確保することが可能になるケースが多いと考えられます。公的なフォローアップについて、ご留意いただきますよう要望します。</p> <p>ブロードバンド代替に伴う費用等、電波利用料の活用を含めて検討していただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>います。</p> <p>なお、地方自治体の協力に関して、中継局を廃止しようとする放送事業者は地方自治体等に対しては事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施についてあらかじめ合意を得ることが適当であると考えます。</p>	
86	<p>ブロードバンド代替等を行う際の工事費用について、電波利用料の積極的な活用をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>		無
87	<p>地上基幹放送事業者の判断によって中継局が廃止された場合には、代替的視聴手段への移行費用や移行後の追加的な利用料金は、原因者負担が前提とも読み取れます。</p> <p>一方、『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）』のP17記載、「3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件」の「(2) 地域住民の理解を得る上で必要なプロセス」では、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい、とされています。</p> <p>この内容を踏まえた費用負担の在り方について、ガイドラインに明示されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>放送事業者の経営判断によってやむを得ず中継局が廃止された場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。</p> <p>その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。</p>	無
88	<p>本項の記載内容からは、ランニングコストについても原因者負担が前提とされている趣旨が読み取れます。しかしながら、このような前提では、コスト面の制約により代替的手段への移行対象が限定され、結果として、これまで検討会で議論されてきた「放送の将来像に向かって進む」という方向性から後退する懸念があります。</p> <p>また、『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方</p>		無

	<p>に関する取りまとめ（第3次）』においては、「(2) 地域住民の理解を得る上で必要なプロセス」の項で、「その重要性に加え、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」とされています。</p> <p>これらを踏まえた費用負担の在り方について、ガイドラインで示されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		
89	<p>視聴者に新たな費用負担が発生しないよう配慮するの必要はありますが、そのコストは放送事業者にとって大きな負担になる可能性があります。まずは、国が通信網の整備計画を明らかにし、その上で放送事業者がどのような代替的視聴手段を選択するか検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】</p>		無
⑥継続的かつ安定的なサービスの提供			
90	<p>ガイドライン案の「継続的かつ安定的なサービス提供」において、放送の中継局代替のための代替的視聴手段の提供に関する最終的な責任が地上基幹放送事業者にあることが示された点に賛同いたします。</p> <p>地上基幹放送のあまねく努力義務を実質的に維持・確保するためには、代替的視聴手段の提供は役務提供事業者ではなく、地上基幹放送事業者によって責任をもって提供されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
91	<p>役務提供において、移行時点において事業継続が厳しいような事業者を選定すべきではないことには賛同します。一方、将来に渡って役務が確保できるよう担保することは、円滑な移行を妨げる恐れがあり、適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、継続的かつ安定的な代替的視聴手段の提供のために、本ガイドラインも参考に、適切に代替的視聴手段を管理するよう努めていただくことが望ましいものです。</p>	無
92	<p>放送事業者が役務提供事業者と協定の締結等を交わし、代</p>	<p>継続的かつ安定的な代替的視聴手段の提供のために、本ガイ</p>	無

	替提供手段を確保する義務は現実的ではないと考えます。 【西日本放送株式会社】	ドラインも参考に適切に代替的視聴手段を管理するよう努めていただくことが望ましいものです。	
⑦視聴者への十分な説明及び代替的視聴手段への移行			
93	「地上基幹放送事業者においては、十分な移行期間を確保し、視聴者に対して十分な説明を尽くす」ことについては重要であると考えますが、地域住民への対応については、放送事業者だけでなく、総務省や自治体に協力をいただくことを強く要望します。 【株式会社テレビ朝日】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
94	「中継局を廃止する際には、その影響を受ける視聴者が代替的視聴手段への移行を完了又は当該中継局の廃止について十分理解」していただくために、放送事業者が適切な説明に努めるとともに、総務省による積極的な支援を期待します。 【株式会社フジテレビジョン】		無
(6) 法第92条第2項とNHKの協力義務			
95	改正放送法第92条第2項は、日本放送協会（NHK）の協力義務について規定していますが、難視聴解消措置においてNHKに協力を行う事に同意します。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	改正法による改正後の放送法第20条第6項においては、NHKは、同条第1項第1号の業務を行うに当たり、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、民間の地上基幹放送事業者等が同法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない旨規定されているところです。	無
(7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について			
96	「小規模中継局等による放送の代替手段」としてのIPユニキャストについて、「公共性の高い基幹放送の代替として提供するもの」とした上で「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しない」「基幹放送の代替として提供する配信サービスであり、営利を目的として行われるもので	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p>はない」と留意すべきとした点について、放送事業者が中継局共同利用事業において検討を進める方向性と認識を同じくする記載であり、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジテレビジョン】</p>		
97	<p>放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について、「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものと認められ、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と明確に規定したことはきわめて重要です。</p> <p>その要件のひとつとして「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」としていますが、初期費用と月額利用料のうち、後者は一律に追加的な費用とみなすべきではありません。</p> <p>地域限定同時配信の趣旨を放送番組の権利者や地域住民に理解いただくにあたり、総務省の役割はきわめて重要です。▽放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり、民間での処理が困難となるような場合には、関係省庁が連携して適切に仲介し解決に尽力すること、▽地域住民への説明には、総務省が積極的に協力すること——を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本ガイドライン第2章（7）の当該記述は、地上基幹放送事業者が代替的視聴手段として配信サービスを選択する場合に、基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段と判断できる条件を整理したものです。</p> <p>その上で、地上基幹放送事業者が、それまで提供してきた中継局による基幹放送の代替として視聴者に提供するサービスであることから、地上基幹放送事業者に対して、そのサービスを提供するに際して、受信者に対し追加的な費用を転嫁しないこと、営利を目的としないことを求めています。</p> <p>また、小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理のうち、著作権法上の解釈については、総務省と文化庁との間で整理され、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」内で提示されており、本ガイドラインにおいても同整理を引用しています。</p> <p>なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無
98	<p>本案では、地上基幹放送事業者が提供する代替的視聴手段についての要件が示されています。放送が公共性の高い社会インフラであることを鑑みれば、やむを得ずそうした代替的視聴手段を活用する場合において、放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり民間だけの解決が困難な場合には、関係省庁が連携して解決に尽力することを強く希望します。</p>	<p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無

	<p>併せて「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」とされていますが、地上放送の再放送をCATVでしか視聴できない集合住宅等の住民が月額利用料を負担していることに照らせば、受益者負担の公平性の観点から、初期費用と月額利用料のうち、後者は一律に追加的な費用とみなすべきではありません。制度の趣旨として指摘されているとおり、民間放送事業者の経済的負担が増加することがないことを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>		
99	<p>放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と、基幹放送の代替であることを明確に規定されたことは重要です。</p> <p>地域限定同時配信が基幹放送の代替であることの趣旨を、放送番組の権利者や代替地域の住民・視聴者に理解いただくにあたり、総務省や関係省庁の役割は重要です。</p> <p>「受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと」としていますが、長期的な視点として、最低限の設備維持費が発生する可能性は残されると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>		無
100	<p>地上テレビ放送を配信サービスによって代替する場合について、「地域限定同時配信」として「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するもの」と明確に規定したことは、重要な意義があります。</p>		無

	<p>代替手段となる配信サービス事業の趣旨について、放送番組の権利者や地域住民に理解していただくことが重要です。</p> <p>「地域限定同時配信」の趣旨について、権利者及び地域住民の理解を得るために、総務省と関係省庁が連携して積極的に関与していただくよう強く要望します。</p> <p>地域住民への説明については、各地域の総合通信局も含めて総務省が積極的に関与することを、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>		
101	<p>地域限定同時配信の趣旨について、「地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断」する場合には、放送番組の権利者や地域住民への説明、事前の合意形成を進めるうえで、総務省ならびに各地域総合通信局の果たす役割は極めて重要です。官民が連携して取り組むことを強く期待します。また、放送事業者と権利者との間で解釈の不一致が生じた場合や、その他の問題が発生した際には、関係省庁が連携して適切に対応していただくことを望みます。特に地域住民への説明に際しては、総務省ならびに各地域総合通信局の積極的な協力を強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		無
102	<p>放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について、「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものと認められ、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と明確に規定したことはきわめて重要です。</p> <p>「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しない</p>		無

	<p>こと)」について、地域住民への説明には、総務省が積極的に協力することを要望します。</p> <p>地域限定同時配信の趣旨について、放送事業者と権利者との間で解釈のずれが生じた場合は、総務省と関係省庁が連携して解決に尽力することを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
103	<p>「地域限定同時配信」について「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するもの」「受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と規定したことは、地上波テレビ局の経営の選択肢を増やす観点から極めて重要だ。</p> <p>その上で、受信者保護の観点からIPユニキャストで「フタかぶせ」などが発生せず、地上波テレビと同一の内容を再送信できるよう、他省庁・権利者団体とのコンセンサス形成に向けた総務省の強いリーダーシップの発揮をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>		無
104	<p>小規模中継局の維持・更新が困難な状態にある放送事業者が、配信サービスによる代替的視聴手段に移行するような場合には、移行後の利用料金を放送事業者が永続的に負担することは現実的に困難です。視聴者に費用負担が発生するような場合においては、十分な説明を行うことにより理解を求めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>		無
105	<p>これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）としていますが、中継局をやむを得ず廃止する状況のもとでは、民間放送事業者が一方的に受信者側の費用を負担す</p>		無

	<p>ることは困難ですので、配慮を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【山口放送株式会社】</p>		
106	<p>放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信を中継局による基幹放送の代替とするにあたり、その留意点として「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」となっています。地域限定同時配信のサービスを受けるには初期費用と月額利用料がかかると想定されますが、電波視聴していた受信者は、自らアンテナなどの受信環境を維持・管理していたことに鑑みると、継続的に一定程度の費用負担をすることは、やむを得ないと考えます。</p> <p>地域限定同時配信の趣旨について、放送番組の権利者や地域住民の理解を得るには、総務省の役割はきわめて重要です。放送事業者と権利者との間で解釈のずれがある場合など、関係省庁とも連携して適切に仲介し、解決に導くことを強く要望します。また、地域住民への説明においては、総務省も積極的に関与して体制を構築し、自治体とも連携したうえで対応する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東海テレビ放送株式会社】</p>		無
107	<p>著作権法上では、IPマルチキャスト方式、IPユニキャスト方式ともに「地域限定特定入力型自動公衆送信」に該当しますが、本ガイドラインにおける放送法上では、IPマルチキャスト方式は「有線一般放送」に、IPユニキャスト方式は「地域限定同時配信」に該当します。IPユニキャスト方式は、放送の代替的視聴手段であると判断されたわけですので、放送法上の「有線一般放送」に整理されていくことを希望します。</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

108	<p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p> <p>放送事業者がサステナブルな「放送ネットワーク」を維持していくためには、小規模中継局及びミニサテライト局の通信代替（BB代替等）は有効な手段だと考えます。</p> <p>放送インフラの更新は、放送事業者にとって喫緊の課題であり、ローカル放送事業者にとっては重要な経営課題です。</p> <p>J-BN、放送事業者により「IPユニキャスト代替」の検討が進められている中で、実現に向けた国及び関係自治体による支援をお願いしたいと考えます。</p> <p>特に鹿児島～奄美大島ルート of 強靱化を図る中で、鹿児島県十島村にある中之島局エリアをモデルケースと位置づけ、先行事例として早期の実施を検討していただきたいと要望します。</p> <p style="text-align: center;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p> <p>後段については、今後の参考として承ります。</p>	無
109	<p>放送事業者が持続的に事業を継続していく上で、小規模中継局の通信代替は有効な手段だと考えます。特に、ケーブルテレビやIPマルチキャスト事業者が存在しない地域においては、IPユニキャスト代替が不可欠です。</p> <p>放送インフラの更新は喫緊の課題であり、通信代替の早期実現が望まれます。株式会社日本ブロードキャストネットワーク（J-BN）および放送事業者によるIPユニキャスト代替の検討が進められていると承知しており、実現に向けた行政による支援をお願いいたします。</p> <p>また、IPユニキャスト代替の早期実現を可能にするため、視聴実態の把握が容易な地域（鹿児島県 中之島局）等をモデルケースとした先行事例の実施を検討していただきたいと考えております。</p>		無

	【株式会社南日本放送】		
110	<p>これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと、との点について賛同いたします。</p> <p>なお、営利を目的として行われるものではないこと、との点については、経済合理性のある代替手段の放送サービスを提供していくためには、民間の放送サービスを採用することも十分考えられます。当該民間の放送サービスにおいて非営利を求めることは、放送サービスの提供者の参画を阻害することにつながるため、受信者に対して追加的な費用を転嫁しないことを条件に、経済合理性がある場合は、営利の民間放送サービスを利用することも許容すべきと考えます。</p> <p>また、上記の営利利用が許容される場合は、すでに放送局様にて著作権料を支払っていると考えられることから、代替手段の放送サービスの提供にあたり、追加で著作権料を支払う必要はないと考えます。これにより、さらに経済合理性のある代替手段の放送サービスの提供が実現可能と考えます。</p> <p>なお、ガイドライン案の第2章（7）における「配信サービス」についてはIPユニキャストを指すものか、代替サービス全般を指すものか整理いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社アイキャスト】</p>	<p>本ガイドライン第2章（7）の当該記述は、地上基幹放送事業者が代替的視聴手段として配信サービスを選択する場合に、基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段と判断できる条件を整理したものです。</p> <p>その上で、地上基幹放送事業者が、それまで提供してきた中継局による基幹放送の代替として視聴者に提供するサービスであることから、地上基幹放送事業者に対して、そのサービスを提供するに際して、受信者に対し追加的な費用を転嫁しないこと、営利を目的としないことを求めているものです。</p> <p>なお、本ガイドラインにおける「配信サービス」は、IPユニキャスト方式によるものを念頭に置いているところ、本ガイドライン第2章（7）は、地上テレビジョン放送の代替的視聴手段の1つとして考えられる配信サービスは放送法施行規則別表第21号の5の「地域限定同時配信」とした上で、著作権法（昭和45年法律第48号）第34条第1項の「地域限定特定入力型自動公衆送信」の関係性についても言及したものとなります。</p>	無
111	<p>受信者保護の観点で、いわゆる「フタかぶせ」が発生しないよう、引き続き注力していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理のうち、著作権法上の解釈については、総務省と文化庁との間で整理され、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」内で提示されており、本ガイドラインにおいても同整理を引用しています。</p>	無

（8）地上ラジオ放送について

①中波放送

112	<p>「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間（1年間）の短縮を可能としたことは妥当です。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本案に対する賛成の御意見として承ります。</p>	無
113	<p>「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、「合理的な理由」があるものとして、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間の短縮を可能としたことは適切であると考えます。</p> <p>【株式会社文化放送】</p>		無
114	<p>「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間（1年間）の短縮を可能としたことは妥当です。</p> <p>【株式会社TBSラジオ】</p>		無
115	<p>「AM局の運用休止に関する特例」に基づく検証結果をもって、視聴継続措置に該当し得るとする考え方は、現状の取り組みに準ずるもので賛同いたします。加えて、追加的な負担や重複措置を放送局に求めないことを要望いたします。</p> <p>【株式会社ニッポン放送】</p>		無
116	<p>AM放送事業者の経営状況は厳しい状況にあることから、特例措置に拘ることなく、FM転換・AM廃止について柔軟な制度設計をお願いします。特に弊社においてはAM送信設備について、メーカーによる保守対応が厳しく、次回の再免許以降、安定信頼性を担保できる状況にありません。</p> <p>【株式会社高知放送】</p>		<p>今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
117	<p>「AM局の運用休止に関する特例」の取組が廃局の重要な措置であるならば、特例制度を継続的に設けていただくようお願いいたします。収支は非常に厳しい状況であることから、速</p>	無	

	<p>やかにFM転換のスキームを整理いただき、AM廃局の取組のさらなる簡素化や迅速化もお願いしたいところです。</p> <p>【西日本放送株式会社】</p>		
118	<p>「AM局の運用休止に係る特例措置」により休止している中継局については、2回目のAM局の運用休止に係る再度の特例措置終了後直ちに廃局が可能となるような制度整備を要望します。また、聴取者の混乱を避けるためにも廃局までの間は引き続きAM局の運用の休止が可能となることも併せて要望します。</p> <p>弊社は1回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」に基づきAM親局の運用を休止し、山口県及び県内全自治体（19市町）そして、聴取者のご理解を頂きながら検証を行っています。よって、AM親局についても同様に廃止を可能とする法令等の整備を早急に行うよう要望します。さらに聴取者の混乱を避けるためにもAM親局の廃止までの間、引き続き運用休止を要望します。</p> <p>【山口放送株式会社】</p>		無
② その他ラジオ放送の取扱い等			
119	<p>▽FM放送及び短波放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受ける、▽radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、（中略）FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載はたいへん重要です。</p> <p>ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を</p>	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	<p>行うことが必要です。</p> <p>総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
120	<p>ラジオ番組のインターネット配信について早期に代替手段として認めて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>		無
121	<p>中継局の廃止・縮小を検討する中で、FM転換は視聴継続措置の重要な選択肢となります。地域の情報受信環境の維持・向上の観点から、周波数割当・免許手続・技術基準の見直し等、FM転換を可能とする制度整備を早急に進めることを強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>		無
122	<p>別紙3、ガイドライン（案）の11頁、「(8)地上ラジオ放送について」の文末、「なお、radiko等のラジオ番組のインターネット配信が～代替手段となり得るかについては～必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置する～」との記載は大変重要なものであり、AMラジオ事業者の存続が左右される内容でもあります。音声コンテンツを聴取者へ届けるためのインフラが、時代によって変化していることを踏まえ、ラジオ事業者の経営に資するよう、可及的速やかにラジオ放送の取扱いを具体化していただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>		無
123	<p>『なお、radiko等のラジオ番組の（中略）FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする。』との記載</p>		無

	<p>部分、ラジオ局の経営状況を考慮するとradiko等のIPユニキャスト配信は経営への負担が比較的少なく、かつ現時点において広く普及し、認知が進んでいることを鑑み、検証結果等を踏まえた上でということですが、是非ともラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段に追加するよう要望します。</p> <p>またラジオ局毎により事情も異なりますので、各社の地域性、実情を十分に踏まえた上で、ラジオに関するガイドラインの早期整備を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>		
124	<p>本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段として、radikoが取り上げられたことは歓迎します。</p> <p>実際にその手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を十分に踏まえていただき、民間ラジオ事業者の更なる経営基盤強化の選択肢を増やすために、柔軟かつ早急な制度整備を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】</p>		無
125	<p>「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が視聴継続措置として代替的視聴手段となり得るか」の検討の対象が「FM転換を可能とする制度整備」の措置に限定されているよう読み取れます。</p> <p>FM転換に伴う中波放送、その他のラジオの中継局の廃止によるもの、何れも「基幹放送を受信できなくなる地域」に向けた視聴継続措置の選択肢は同等であるべきと考えます。</p> <p>つきましてはFM放送及び短波放送における中継局の廃止に対する視聴継続措置としてFM転換と同列の扱いでrad</p>		無

	<p>i k o等のラジオ番組のインターネット配信の検討がされることを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【長野エフエム放送株式会社】</p>		
126	<p>▽FM放送及び短波放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受ける、</p> <p>▽radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略)</p> <p>FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載は重要です。</p> <p>民放連は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第29回会合(2024年8月19日開催)において、「ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。</p> <p>AM中継局の廃止に係る聴取継続措置について、ラジオ放送関連ではケーブルテレビ再放送・FM補完放送のみとなっており、経営の選択肢が限られています。総務省において検討を進め、ラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段として、音声コンテンツを聴取者へ届けるためのインフラが、時代によって変化していることを踏まえ、radikoによる聴取を追加するよう要望します。</p>		無

	<p>ラジオ放送の聴取継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行うことが必要です。</p> <p>総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう要望します。また、FM転換後の聴取補完としてradikoによる聴取を追加するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>		
127	<p>ラジオの聴取方法は多様化しています。有識者の皆様からも、ネット経由のラジオ視聴は年々利用率が上がっているとの報告が聞こえてきています。ポータブルラジオは購入しなければなりません、ラジコは「無料アプリ」でハードを所有できることを考えると、普及も含め、代替的視聴手段になりえていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>		無
128	<p>ラジオ中継局の代替的手段としてradiko等のIPユニキャスト配信について「FM転換を可能とする制度整備の際に措置する」という記載は、極めて重要です。インターネットによる音声コンテンツの聴取が拡大している時代の変化を反映させて、「AM局の運用休止に関する特例」を適用される場合に限らず、FM転換を通じてラジオ中継局を廃止する場合の代替的手段としてradiko等のIPユニキャスト配信を明確に規定するよう強く要望します。</p> <p>ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ事業者の過度な負担にならないよう、地域の事情や各</p>		無

	<p>事業者の経営状況に配慮して運用することが重要です。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>		
129	<p>「radiko等のインターネット配信が本制度のラジオ番組の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについて、(中略)FM転換を可能とする制度整備の際に措置する」ということについて、radikoを候補に挙げていただいたことに歓迎するとともに、ラジオ事業者としましては、radikoを正式な「代替的視聴手段」として早期に位置づけて頂くよう強く要望いたします。</p> <p>【朝日放送ラジオ株式会社】</p>		無
130	<p>ラジオ放送の視聴継続措置として、今後FM転換を可能とする制度整備において認められる視聴継続措置(radiko等のインターネット配信を追加する等)は、既存のFMラジオ放送および短波放送等、FM転換に係るラジオ事業者以外においても、同等に認められるべきと考えます。</p> <p>【株式会社エフエム東京】</p>		無
131	<p>radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略)総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載はたいへん重要です。一方、ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行うことが必要です。</p> <p>FM転換の制度整備は、今後のAMの設備投資計画にも大きな影響があります。総務省は各ラジオ社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送</p>		無

	<p>の取り扱いを具体化するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
132	<p>r a d i k o等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るか検討を進めることに賛同します。その上で、r a d i k o等のインターネット配信を代替的視聴手段として認めていただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSラジオ】</p>		無
133	<p>ラジオ放送の聴取継続措置の実施および公表については、地域ごとの事情や各社の経営体力に十分配慮した上で、あらためてガイドラインの整備を行うことを望みます。</p> <p>総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を十分に汲み上げた上で、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう、強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>		無
134	<p>「r a d i k o等によるラジオ番組のインターネット配信が、本制度における視聴継続措置として代替的視聴手段となり得るか否かについては、第2回『AM局の運用休止に関する特例』における検証結果等を踏まえ、総務省において検討し、必要に応じてFM転換を可能とする制度整備の際に措置する」とされています。</p> <p>しかしながら、この点は、AM局の設備投資計画に直接的かつ重大な影響を及ぼすものであり、放送の継続性を確保する観点からも、早期の制度整備が強く求められます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		無
135	<p>AMのFM転換に関する制度整備に際して、総務省にて検討するとされている「ラジオ放送に対する代替措置の検討」</p>		無

	<p>においては、既存FM局の中継局に関しても本制度を適用するとされていることから、AM局のみならず、既存FM局からの意見聴取も実施されることを希望する。</p> <p>また、検討においては、AM局と同様、既存FM局においても昨今のメディアを取り巻く環境の変化により、中継局の維持管理も経営上の大きな負担となっている現状にも配慮頂きたい。</p> <p>radikoがラジオ放送の中継局の代替的手段になり得るかについて、総務省でも検討されていることは大変重要である。我が国の民放ラジオ放送においては、既にradikoによる配信サービスが長年実施されており、各ラジオ局の放送エリアのリスナーには十分に認知され、サービスが享受されていると理解している。</p> <p>そういった現状も踏まえ、AM局のFM転換等に、radiko等のIP配信が代替サービスとして認められ、また既存FM局の中継局における代替サービスに関しても同様の扱いとなることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社J-WAVE】</p>		
136	<p>現在、各ラジオ社で2回目の特例検証が進められています。この検証結果に基づき、radikoを代替手段とするための制度整備と適切な措置を速やかに実施していただくよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>		無
137	<p>本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段として、radikoが取り上げられたことは大変重要であり、歓迎致します。</p>		無

	<p>実際にその手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を踏まえた上で、出来るだけ早期に柔軟な制度整備が行われる事を強く要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社FM802】</p>		
<p>第3章 視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項関係） （2）省令条文解説（施行規則第86条の3関係） ① 「法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく」</p>			
138	<p>視聴者への代替的視聴措置などの1年前の公表について「視聴者の理解を得るために十分な期間を確保する」ためにも必要性は理解しますが、指定された公表内容には1年前の段階では不確定な要素を含みますので、その点についてご留意をお願いします。</p> <p>また、公表内容の周知広報については、総務省・自治体の協力を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>本案においては、御指摘のような状況も考慮し、廃止する中継局の情報及び廃止する予定の時期並びに視聴継続措置の実施に関する問合せ先については必須の公表事項としつつ、その他事項はその「見込み」による公表を可能とし、以後に見込みで公表した事項を変更して再度公表することとしたところで、</p> <p>なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無
<p>⑬視聴継続措置の対象地域</p>			
139	<p>電波法第14条第3項第2号の規定により基幹放送の業務の放送免許に記載された放送区域に加え、その区域外に及ぶ広範な地域まで視聴継続措置の対象とはせず、あまねく努力義務を負っている放送区域、あるいは放送対象地域のいずれか狭い地域を対象とすることを要望します。</p>	<p>本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。また、地上基幹放送事業者が、やむを得ず中継局を廃止する場合には、適切に視聴継続措置を実施するために、放送対象地域内において中継局を廃止した場合の影響を把握するよう</p>	無

	【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	努める必要があるものです。	
140	<p>地上民放事業者に課されているのは「あまねく受信の努力義務」です。免許上の放送区域外での視聴継続措置まで求めれば、地上民放事業者に過度な負担を強いられることとなります。視聴継続措置の対象は、あくまでも放送区域に限っていただけるよう強く要望します。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>		無
⑭ 視聴継続措置の対象者			
141	<p>放送番組の視聴のための措置の公表の中で、「四 聴取継続措置の対象者」とあります。この公表は、どのように取り扱うものでしょうか？個人的情報のように思えますが、補足をお願いしますでしょうか</p> <p>【西日本放送株式会社】</p>	<p>公表内容には個人を特定する情報は当然含めずに公表することを想定しています。例えば、視聴継続措置の対象地域において、すでにケーブルテレビ等で放送を受信しており中継局の廃止によっても影響を受けない世帯の扱いはどうするのか、自然人であっても個人事業主の扱いはどうするのか、組合や法人の扱いはどうするのか等について放送事業者で整理した上で、視聴継続措置の対象者として公表することを想定しています。</p>	無
142	<p>各視聴者様の混乱防止や公平感確保の観点から、視聴継続措置の対象者となる条件について、明確としていただく必要があると考えます。</p> <p>例えば、対象区域に居住している時期や期間、転居された方の考え方、対象者の確認方法等の定義や運用の整備について検討すべきと考えます。</p> <p>【株式会社アイキャスト】</p>	<p>今回の放送法施行規則の改正及びガイドラインの策定は、地上基幹放送の中継局を廃止する際の受信者保護規律を整備し、望ましい取組の明確化を図るものとなります。御指摘のように、視聴継続措置の対象者等が不明確の場合は、視聴者の混乱が生じるおそれがあるため、今回、放送法施行規則第86の3第2項として視聴継続措置の実施に当たり公表すべき事項を定めたもので、廃止する中継局ごとに放送事業者で対象者等の情報について整理した上で、放送事業者がそれら事項を公表することにより明確になるものと考えます。</p>	無
⑰ 「視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）」			
143	本ガイドライン案では、地上テレビジョン放送の代替的視聴	放送事業者の経営判断によって中継局が廃止された場合	無

手段の対象として、ケーブルテレビ等の多チャンネル放送は追加的役務となり、役務の保証範囲外となることが想定されています。そのため、地上基幹放送事業者は視聴者が適切にサービスを選択できるよう、「代替的視聴手段」として提供される役務と商用ケーブルテレビを切り分け、役務の保証範囲を明確にする必要があるとされています。

視聴者に不利益が生じない提供方法は視聴者保護の観点から望ましく、これに賛同いたします。また、例えば視聴者が保証範囲外の追加的役務を選択した後に「代替的視聴手段」を希望した場合、保証範囲の対象である「代替的視聴手段」の提供を受けられるのか等、想定される状況についてもあわせて説明がされることも重要と考えます。

ガイドライン案では、「地上基幹放送事業者は中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者自らの責任においてその中継局を廃止する予定の時期の公表に併せて具体的な代替的手段に係る情報も公表する必要がある。」とされ、「代替的視聴手段の利用に係る情報」として、「サービスの保証期間」が示されました。

アナログ放送から地上デジタル放送への移行で多くの地域の電波障害は解消されましたが、一部の受信障害が残りました。そのため、ケーブルテレビ加入に伴う費用負担は、受信障害の起因者が責任を負い、受信障害が起こった世帯と起因者による応分の負担とされ、割安な金額でケーブルテレビによる再放送が提供されました。（「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方」（通達）総情域第151号（平成18年11月27日））

に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。

その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。

御指摘の保証期間については、当該検討の中で決められるべき事項の一つと考えられ、本ガイドラインを参考に放送事業者において適切に対応することが望ましいものです。

	<p>その際も代替サービスの保証期間が設定されており、期間満了後に長年代替サービスを利用してきた視聴者が、これまで無料または安価で利用出来ていたサービスが、保証期間満了に伴い終了すること、承継サービスに切り替わること等に不満を感じる例が発生しています。起因者は、契約に基づき費用負担を終了する為、対象視聴世帯への説明を含め、サービス提供事業者負担が生じる事態が起こっています。</p> <p>そのため、今回の放送の代替的視聴手段の「サービス保証期間」については、放送法に基づく地上基幹放送事業者のあまねく受信努力義務が続く限り、視聴者保護の観点から、地上基幹放送事業者が視聴手段の確保と費用負担を行うこと。また、保証期間後に予想される事態についても、あらかじめ対象視聴世帯に丁寧な説明をすることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
144	<p>本案には、中継局廃止後のコールセンター開設の過去事例の記載がありますが、仮にBB代替を実施する場合には同様のコールセンター対応が必要であると考えます。但しその場合、民間放送事業者側の人的リソース不足や経済的困難性を勘案し、住民説明同様に総務省や地方自治体など行政の協力や費用の補助を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。</p> <p>その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。</p>	無

令和 7 年 8 月 2 0 日

日本放送協会令和 6 年度決算の概要
(令和 7 年 8 月 2 0 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、鈴木官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(林田課長補佐、畦地係長)

電話：03-5253-5777

NHK令和6年度決算の概要

1. 予算との比較

(1) 一般勘定

(単位：億円 端数切捨て)

	R6予算	R6決算	R6予算 からの増減	R5決算
事業収入	6,045	6,125	79	6,531
受信料	5,832	5,901	69	6,328
その他	213	223	9	203
事業支出	6,616	6,574	△42	6,668
国内放送費	3,291	3,291	△0.4	3,285
国際放送費	206	198	△7	200
国内放送番組 等配信費	115	115	△0.3	115
国際放送番組 等配信費	26	24	△1	24
契約収納費	417	415	△1	450
受信対策費	8	7	△0.7	6
人件費	1,454	1,430	△23	1,543
予備費	3	—	△3	—
その他	1,094	1,090	△3	1,040
事業収支差金	△570	△449	121	△136

※R6年度予算額は、予算総則に基づく増減を踏まえた額を記載。

【令和6年度決算のポイント】

- 令和6年度は570億円の赤字予算に対し、449億円の赤字決算。

【赤字額縮小の要因】

- 受信料収入増（69億円）等による事業収入の増：79億円
- 人件費（△23億円）の減等による事業支出の減：△42億円

- 令和6年度末時点の受信料支払数は、3,893万件で、令和6年度予算作成時の見込みに比べて11万件の増加（ただし、令和5年度末比では48万件の減少）。
- 中期経営計画期間（令和6年度～8年度）における受信料の値下げのための「還元目的積立金」の残高は1,375億円。
- 放送センターの工事等のための「建設積立資産」の残高は1,348億円。

【財政安定のための繰越金及び還元目的積立金の状況】 (単位：億円 端数切捨て)

区 分	R5年度末	R6年度増減	R6年度末
財政安定のための繰越金	527	△110	416
還元目的積立金	1,954	△579	1,375

- 「財政安定のための繰越金」から、建設費の財源として110億円を取り崩し、令和6年度末の残高は416億円。
- 「還元目的積立金」から、事業収支差金の不足額449億円と資本収支差金の不足額130億円に使用するため、579億円を取り崩し、令和6年度末の残高は1,375億円。

(2) 有料インターネット活用業務勘定 (単位：億円 端数切捨て)

	R6予算	R6決算	R6予算 からの増減	R5決算
事業収入	58.1	65.4	7.2	58.1
放送番組等有料 配信業務収入	58.1	65.4	7.2	58.1
雑収入	—	0	0	0
事業支出	57.2	56.3	△0.8	36.6
配信費	52.8	52	△0.7	34.2
その他	4.3	4.3	△0.05	2.3
事業収支差金	0.9	9	8.1	21.5

※R6年度予算額は、予算総則に基づく増減を踏まえた額を記載。

【令和6年度決算のポイント】

- 令和6年度の有料インターネット活用業務勘定は、0.9億円の黒字予算に対し、9億円の黒字決算。

【黒字額拡大の要因】

- 放送番組等有料配信業務収入の増：7.2億円

- 事業収支差金9億円は一般勘定へ繰り入れ。

2. 業務報告書の概要

<p>放送番組等の概況</p>	<p>〔国内放送〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能を一層向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。 ・ 番組改定を行い、総合テレビジョンでは、平日午後1時台から5時台を生放送とすることで全国各地のニュースや生活情報を多様な手法で伝えるとともに緊急報道対応を強化したほか、平日及び土曜夜間に多彩な教養番組を新設した。 ・ 東日本大震災関連番組や能登半島地震関連番組、夏期特集として戦争と平和を考える番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。 ・ NHK BSでは、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かして国内外の最新動向を伝えるとともに、過去の優れた文化の保存や文化の育成・普及を図るチャンネルとして、報道、スポーツ、教養、エンターテインメント番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。 <p>〔国際放送〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番組改定を行い、日本の視座に立った多彩なドキュメンタリー番組や多様性を尊重し相互理解を促進する番組を充実した。 ・ 8月に放送したラジオ国際放送等の中国語ニュースで、中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島の帰属などをめぐって、原稿にはない、日本政府の公式見解等とは異なる発言を行った。これは、自ら定めた「NHK国際番組基準」に抵触することなどから、原因の究明と再発防止策の検討にあたり、9月、調査報告書を公表した。ラジオにおける英語以外の外国語ニュースの生放送から事前収録への変更、ガバナンスの強化、中国語ニュース等におけるAIによる音声読み上げの試験運用の実施等、再発防止策に取り組んだ。 <p>〔インターネット活用業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施基準については、有料インターネット活用業務勘定に関する規定等についての変更（7年4月1日施行）及び放送法改正によるインターネット業務の必須業務化に伴い新たに任意的配信業務の実施に必要な事項を定めた実施基準とするための変更（同年10月1日施行）について、12月、総務大臣の認可を得た。 ・ 地上テレビ常時同時配信・見逃し番組配信として「NHKプラス」のサービスを実施した。
<p>営業及び受信関係業務の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信料支払率は、77.5%（令和5年度末78.4%）となった。 ・ 従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、受信料の公平負担と営業経費の削減に取り組んだ。 ・ 受信料の支払いについて、支払督促の申し立て（125件）、未契約者について、受信料及び割増金の支払いを求める民事訴訟の提起（20件）を行った。
<p>放送設備の建設改修及び運用の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送センター建替について、第I期工事を進めた。 ・ 大型スタジオ等を備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の工事を進めた。 ・ 津波による浸水に備え、高知放送会館のサブステーションの整備を進めた。

<p>放送技術の研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 3次元テレビの表示については、物体から目に届く光線を再現するライトフィールド技術の研究を進め、自然な立体像を表示する携帯端末型ディスプレイ及び頭部搭載型のディスプレイについて、映像品質を改善した。 ▪ CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究では、ニュースの日本語文から手話CGを生成するための翻訳技術と手話特有の表現を制作できる手話CGシステムの開発を進めた。
<p>業務組織の概要及び職員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 12月、新たに藤本雅彦（東北大学総長特別補佐・大学院経済学研究科教授・地域イノベーション研究センター長）が経営委員会委員に任命された。 ▪ 「NHKグループ 働き方改革宣言」の実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、業務改善や多様な働き方の浸透・支援を進めた。 ▪ 産業医による面接指導の強化、職員の勤務・健康状況の点検日の設置等による健康への意識醸成等、一人ひとりの健康状態をふまえた、きめ細かな健康確保施策に取り組んだ。 ▪ 令和12年度末までにCO₂排出量を50%削減（平成30年度比）するCO₂削減目標の達成に向けて、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めた。 ▪ 要員について、本部管理部門・地域放送局の業務体制の見直し等による削減を行う一方で、取材・制作部門等への増員配置を行い、令和6年度末の人員は9,975人となった。 ▪ 女性職員比率は、23.5%（令和5年度末 22.9%）、女性管理職の割合は13.5%（同 12.0%）であった。
<p>内部統制に関する体制等及びその運用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 会長等は、協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適性を確保するために必要な体制の整備及び監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決等を遵守して職務にあたった。
<p>子会社等の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中期経営計画の実現に向けた体制構築とガバナンス強化のため、グループ経営改革を進めた。 ▪ 関連事業持株会社の株式会社NHKメディアホールディングスは、傘下子会社の管理部門の業務集約や効率化、内部監査機能の強化等を進めた。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 放送法の改正等を踏まえ、令和7年1月、「NHK経営計画（2024－2026年度）」の修正を行い、公表した。

令和 7 年 8 月 2 0 日

令和 6 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の
周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果
（令和 7 年 8 月 2 0 日 審議事項）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、鈴木官）

電話：03-5253-5829

審議事項の内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、尾形係長）

電話：03-5253-5988

令和6年度電波の利用状況調査
(各種無線システム・714MHz以下の周波数帯)
に係る電波の有効利用の程度の評価結果

<抜粋版>

令和7年8月
電波監理審議会

目次

- I はじめに 1
- II 重点調査対象システムの調査結果に対する評価 4
 - 都道府県防災行政無線
 - (1) 各評価基準に照らした分析 5
 - (2) 実測による発射状況等の分析 26
 - (3) 評価にあたって考慮する事項 29
 - (4) 評価 31
- III 714MHz 以下の調査結果に対する評価 40
 - 1 50MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 40
 - (1) 各評価事項に照らした分析 43
 - (2) 評価にあたって考慮する事項 45
 - (3) 評価 46
 - 2 50MHz 超 222MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 47
 - (1) 各評価事項に照らした分析 53
 - (2) 評価にあたって考慮する事項 67
 - (3) 評価 69
 - 3 222MHz 超 714MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 71
 - (1) 各評価事項に照らした分析 77
 - (2) 評価にあたって考慮する事項 90
 - (3) 評価 92
- IV 各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価 94
 - 1 北海道総合通信局 95
 - 2 東北総合通信局 97
 - 3 関東総合通信局 99
 - 4 信越総合通信局 101
 - 5 北陸総合通信局 103
 - 6 東海総合通信局 105
 - 7 近畿総合通信局 107
 - 8 中国総合通信局 108
 - 9 四国総合通信局 110
 - 10 九州総合通信局 112
 - 11 沖縄総合通信事務所 114
 - 各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価 まとめ 118
- V 総括 120
- 別添 1 714MHz 以下の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移 124
- 別添 2 参考資料 有効利用評価方針等 145

I はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、平成15年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正電波法」という。令和4年10月1日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和4年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会が有効利用評価を実施しているところである。

当審議会では、令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の結果を踏まえ、当審議会の下に設定した有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計6回開催し、有効利用評価方針に基づき、有効利用評価を行った。

有効利用評価は、重点調査の調査結果に対する評価及び714MHz以下の周波数帯を3つに区分した周波数区分ごとの評価について、それぞれ定性的に行った。また、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの調査結果に基づく評価を行った。

- 審議会第1140回（令和7年3月7日） 調査結果の報告
- 部会第43回（3月21日） 調査結果の概要報告
- 部会第44回（4月3日） 重点調査結果の詳細報告
- 部会第45回（4月24日）
 - ・ 重点調査結果の評価結果案の検討
 - ・ 周波数区分①50MHz以下、②50MHz超222MHz以下及び③222MHz超714MHz以下（以下「区分①～③」という。）の詳細報告
- 部会第46回（5月15日）
 - ・ 区分①～③の評価結果案の検討
 - ・ 総合通信局ごとの調査結果の詳細報告
- 部会第47回（6月12日）
 - ・ 総合通信局ごとの評価結果案の検討
 - ・ 評価結果(案)の取りまとめ
- 審議会第1144回（6月23日） 評価結果(案)の審議
（6月24日から7月23日 評価結果(案)の意見募集を実施）
- 部会第48回（8月6日） 意見募集に対する提出意見への考え方の検討
- 審議会第1146回（8月20日） 意見募集に対する提出意見への考え方の審議、
評価結果の公表

評価を行った重点調査の対象システム及び周波数区分を次に示す。

<評価を行った重点調査の対象システム>

重点調査の対象は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第6条に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針（令和2年総務省告示第126号）に基づき、以下のいずれかに該当するものから選定することとされている。

- (1) 周波数割当計画¹において周波数の使用期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システム
- (2) 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
- (3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム
- (4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

令和6年度は、都道府県防災行政無線（アナログ方式及びデジタル方式）が重点調査対象システムとして調査結果の報告がなされ、次に示す周波数帯及び無線局の局種ごとに分析し、評価を行った。

- ・ 都道府県防災行政デジタル無線（260MHz 帯）（固定局）
- ・ 都道府県防災行政デジタル無線（260MHz 帯）（基地局・携帯基地局）
- ・ 都道府県防災行政デジタル無線（260MHz 帯）（陸上移動局・携帯局）
- ・ 都道府県防災行政無線（150MHz 帯）（固定局）
- ・ 都道府県防災行政無線（150MHz 帯）（基地局・携帯基地局）
- ・ 都道府県防災行政無線（150MHz 帯）（陸上移動局・携帯局）
- ・ 都道府県防災行政無線（400MHz 帯）（固定局）
- ・ 都道府県防災行政無線（400MHz 帯）（基地局・携帯基地局）
- ・ 都道府県防災行政無線（400MHz 帯）（陸上移動局・携帯局）

<評価を行った周波数区分>

利用状況調査の結果の概要は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）第8条に基づき、周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して適切な周波数帯等ごとに取りまとめることとされている。

令和6年度の714MHz以下の周波数帯については、次の3区分の周波数帯に係る調査結果の報告がなされ、当該区分ごとに分析し、評価を行った。

- 1 50MHz 以下
- 2 50MHz 超 222MHz 以下
- 3 222MHz 超 714MHz 以下

なお、電波の利用状況調査は、電波法第103条の2第4項第2号に規定される総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理（以下「PARTNER 調査」という。）及び電波法第26条の2第3項の規定に基づき免許人等に対して報告を求める事項の収集（以下「調査票調査」という。）、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第2項の規定に基づく電波の発射状況に係る調査（以下「発射状況調査」という。）に基づき実施されている。

¹ 電波法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

有効利用評価方針の評価基準を次に示す。

<有効利用評価方針の評価基準（各種無線システムに係る部分を抜粋）>

三 評価の事項、方法及び基準

3 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

イ 無線局の行う無線通信の通信量

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア (1)評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ 周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向

4 重点調査対象システムについては、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

V 総括

本件「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和4年改正電波法に基づき、電波監理審議会が行う714MHz以下の周波数帯に係る2回目の評価である。

本評価は、有効利用評価方針に基づき、714MHz以下の周波数帯において、重点調査対象システムの評価、3つの周波数区分ごとの評価及び総合通信局の管轄区域ごとの評価を定性的に行った。

最後に、令和6年度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

<評価結果の総括>

電波の有効利用に関しては、アナログ方式のものをデジタル化、或いは、他システムへ移行・代替を行って利用帯域を整理するなど効率的な利用を図りつつ、国際的な動向も踏まえ、新たな電波利用ニーズに対して迅速かつ適切に対応し、電波の利活用を促進することの両輪をもって実現されるものである。

714MHz以下の周波数帯に係る3つの区分は、過去の評価結果を踏まえて利用状況調査がなされ、利用状況や課題を調査結果としての的確に整理されていることが認められる。また、周波数再編アクションプラン（令和6年度版）に記載されているデジタル化或いは他システムへの移行・代替の進展や、新たな電波利用の需要に応じるための制度整備の実施などに関し、同プランに記載されている取組がおおむね着実に遂行されていることから、いずれの区分においても「電波の有効利用は一定程度図られている」と評価した。更なる電波の有効利用に向け、今後、総務省においては、各区分の評価に示した取組を検討、実施していくことが適当である。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

<評価結果における課題等の概要>

（重点調査関係）

- ・ 都道府県防災行政無線において、デジタル方式以外にも移行・代替の候補となり得るシステムがあることを、具体的に免許人に紹介することで、移行・代替を促進することについて検討すべき。
- ・ デジタル方式の導入に際してコストが課題となっていることの解決のため、安価なデジタル方式の導入を検討すべき。

(50MHz 以下の周波数区分関係)

- ・ 様々な周波数帯において新たな電波利用ニーズへ迅速に対応がとれるよう、国内外の動向やニーズを注視していくことが望ましい。

(50MHz 超 222MHz 以下関係)

- ・ 新たな電波利用システムの規格の策定に当たっては、利用者の求めるスペックに対するコスト見合いなども考慮した検討がなされることを期待。

(222MHz 超 714MHz 以下関係)

- ・ 無線局数が顕著に減少しているシステムについては、減少動向を注視するとともに、他システムへの移行状況や移行予定等の調査を行い、中長期的な課題として当該周波数帯を含む全般的な周波数の整理、再編について検討を進めていくべき。
- ・ 他システムへの移行・代替の検討にあたり、人命や財産の保護などを目的とする公共業務用無線局については、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることにも留意する必要。
- ・ アマチュア無線については顕著に減少しており、引き続き、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることに資する取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向や新たな電波システムの需要等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を進めていく必要。（他の周波数区分も同様）

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

① 調査について

各章の評価結果において記載した課題の概要を以下に記載する。

- ・ 期待する回答が得られるよう、今後、設問の趣旨を明確にしながら、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする、理由が必要なものはその理由を問うなど、工夫が必要。
- ・ 各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果の整理においては、電波利用の地域的な特色の傾向を把握、分析に資する整理が必要である一方、有意でない図表は削除するなど、見直しが必要。
- ・ 免許人や無線局数の増減のみでなく、増加の背景として社会的な事象が考えられるものがあれば、それらを確認しておくことが望ましい。

② 評価について

- ・ 今回の調査の結果、アマチュア無線については多くの帯域で減少している中、MF 帯のみ増加がみられた。これは、令和2年度に1.9MHz帯の音声利用を可能とするなど、利用拡大の制度化を行ったことが背景として考えられている。

狭帯域の航空無線（120MHz 帯）については、首都圏及び近畿圏におけるチャンネルプランの検討がなされたものの、空飛ぶクルマへの割当状況を確認したところ、確認時点での申請はなかったところである。制度化の完了後、必ずしも早期に免許の申請があるものではないため、今後、実証試験等を経て申請がなされるものと想定されている。

電波の有効利用の程度を評価するに当たり、新たな電波利用のニーズに関しては制度化後の利用状況も把握することが望ましいと考えられるため、今後、調査年度から起算して2、3年程度前に制度化が完了したシステムからピックアップ（1 或いは2システム程度）し、その後の免許状況を確認し、評価の際に考慮することも検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

「令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

■意見募集期間：令和7年6月24日（火）～7月23日（水）

■提出された意見の件数：6件【法人等2件、個人4件】 ※提出意見数は、意見提出者数としています。

法人等（五十音順）

- ・自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
- ・ソフトバンク株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（提出順）

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>評価結果自体は妥当であると考える。</p> <p>そのうえで、今後の取り組みについて各周波数区分に応じ意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50MHz 以下 <ul style="list-style-type: none"> 路側通信のFM放送への移行について、国土交通省やNEXCO各社がどのような意向を有しているか未だ公には表明していないため、意向を表明するようこれらの免許人に働きかけ願いたい。 ・50MHz 超 222MHz 以下 <ul style="list-style-type: none"> 当分ラジオ放送に使用予定のない99MHz超108MHz以下の帯域にてデジタルラジオの実証実験を行うてはどうか。 特に、HD Radio方式であれば多重放送のため既存の受信機との互換性も保たれるから、検討に値すると考える。 ・222MHz 超 714MHz 以下 <ul style="list-style-type: none"> 4K放送等地上波テレビ放送の高度化に向けた研究を引き続き行うことが望ましい。 	<p>電波監理審議会の考え方</p> <p>本案に賛成のご意見として承ります。路側通信の移行やV-Low帯の利用等に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。</p>	無
2	個人	<p>国民共有の財産である電波の有効利用、特に近年ますますひっ迫する傾向にある使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波の更なる有効利用（周波数再編・再割当て）に向け、下記の個所に關して下記のように一部修正したほうが、看過できないような喫緊の課題解消のため周波数再編のPDCAサイクルをより効果的に</p>	<p>本案については、総務省において実施された電波の利用状況調査の結果に対して評価を行ったものであり、222MHz超714MHz以下の周波数区分において、UHF帯のデジタルTV放送、特定ラジオマイクやエリア放送システムなどを</p>	無

	<p>活用／展開でき、より良いと思えます。</p> <p>P71</p> <p>3 222MHz 超 714MHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 <本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況> (途中省略)</p> <p>【原案】</p> <p>UHF 帯のデジタル TV 放送については、令和 2 年及び令和 4 年の調査時とほぼ同数の無線局が運用されており、平成 23 年 7 月の地デジ移行完了後、引き続き、適切に利用されている。</p> <p>また、UHF 帯のデジタル TV 放送用周波数帯のホワイトスペースを活用する特定ラジオマイクやエリア放送システムについては、令和 4 年度時点 (4.3 万局) から横ばいで推移しており、需要に大きな変化は見られない。</p> <p>なお、本周波数区分について、周波数再編アクションプラン (令和 6 年度版) では、テレビホワイトスペース帯において、デジタル特定ラジオマイクのより柔軟な運用を可能とするよう、小さい空中線電力のものを使用する場合のチャネルリストを追加することを掲げている。</p> <p>【一部修正案】</p> <p>UHF 帯のデジタル TV 放送については、令和 2 年及び令和 4 年の調査時とほぼ同数の無線局が運用されており、平成 23 年 7 月の地デジ移行完了後、引き続き、適切に利用されているが、社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波：特に使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として一層の有効利用が求められている。</p> <p>また、UHF 帯のデジタル TV 放送用周波数帯のホワイトスペースを活用する特定ラジオマイクやエリア放送システムについては、令和 4 年度時点 (4.3 万局) から横ばいで推移しており、本需要に大きな変化は見られないが、使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として利用システムの需要は拡大し近年ますます逼迫する傾向にある。</p>
	<p>含め、既存のシステムにおいて電波の有効利用は一定程度図られていると考えられますが、「利用システムの需要は拡大し近年ますます逼迫する傾向」といった内容は調査結果から読み取れないため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、携帯電話等を使用する周波数については、本案の対象外となりますが、総務省においてニーズに応じ随時検討が行われているものと認識しております。</p>

	<p>一方で、本周波数区分について、周波数再編アクションプラン（令和6年度版）では、テレビホワイトスペース帯において、デジタル特定ラジオマイクのものを使用する場合のチャネルリストを追加することを掲げているような対応策となっている。</p> <p>-----（参考箇所）-----</p> <p>P1</p> <p>1 はじめに</p> <p>社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。</p> <p>P2</p> <p>＜評価を行った重点調査の対象システム＞</p> <p>(3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム</p> <p>(4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム</p> <p>-----</p> <p>P92</p> <p>(3) 評価</p> <p>【原案】</p> <p>また、アナログ方式のタクシー無線、地域振興用 MCA はデジタル化や他システムへの移行・代替が進んでいることや、特定ラジオマイクに関しデジタル方式の利用効率向上等に資するテレビホワイトスペースチャネルリストの策定に向けた取り組みが取られているなど、おおむね周波数再編アクションプランの取組が着実に遂行されていることが確認され、本周波数区分において電波の有効利用は一定程度図られている。</p> <p>【一部修正案】</p> <p>また、アナログ方式のタクシー無線、地域振興用 MCA はデジタル化や他システムへの移行・代替が進んでいることや、特定ラジオ</p>
--	---

	<p>マイクに関しデジタル方式の利用効率向上等に資するテレビホワイ トスペースチャネルリストの策定に向けた取り組みが取られている など、おおむね周波数再編アクションプラン（令和6年度版） の取組が着実に遂行されていることが確認され、本周波数区分に おいて電波の有効利用は一定程度図られている。</p> <p>一方で、近年ますますひっ迫する傾向にある使用しやすい貴重なブ ラチナバンド近傍の電波の需要拡大に適宜対応できるよう、周波 数再編のPDCA サイクル：電波の利用状況調査・評価（毎年）→周波 数再編アクションプラン（毎年）の考え方を最大限尊重し、令和7 年度以降では更なる有効利用（周波数再編・再割当て）策を立案 し実現していくことが適当である。</p> <p>-----（参考箇所）----- https://www.soumu.go.jp/main_content/001001891.pdf 最近の電波利用の動向について 令和7年3月31日</p> <p>P38 周波数再編のPDCA サイクル 電波の利用状況調査・評価（毎年）→周波数再編アクションプラン （毎年）</p> <p>Check 機能 【電波監理審議会及び有効利用評価部会による評価】 <input type="radio"/> 有効利用評価の方針の制定 <input type="radio"/> 有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング <input type="radio"/> 有効利用評価の実施・勧告（周波数再編・再割当て）</p> <p>https://www.soumu.go.jp/main_content/001015407.pdf 令和6年度電波の利用状況調査の調査結果の概要（別紙1）</p> <p>P20 （参考）電波の特性と利用形態 使いやすい帯域→需要大 714MHz</p>		
--	--	--	--

3	個人	<p>UHF TV放送、携帯電話、PHS、防災行政無線、警察無線、移動衛星通信、MCAシステム、タクシー無線、簡易無線、レ一ダー、アマチュア無線、無線LAN(2.4GHz帯)、コードレス電話、電子タグ、ISM機器</p> <p>-----</p> <p>災害時の無線の活用と被災者への周知が足りないと思います。結局、停電に見舞われた場合、被災地では無線の活用には限界があると思います。また、一般的なスマホなどの携帯電話では、この周波数帯が受信できないので災害時に広く活用できるとは思いません。災害時のシステムを見直して、国際的な潮流を鑑み、有効活用を考えたいと思います。</p>	<p>災害時における無線システムの活用等に関するご意見については、今後の総務省及び防災関係機関における検討に当たって参考としていただきたいと思います。</p>	無
4	ソフトバンク株式会社	<p>(総論)</p> <p>電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。</p> <p>また、本評価結果(案)においても調査・評価されているアナログシステムのデジタルへの移行は、我が国全体の周波数有効利用に資する重要な取り組みであることから、引き続き着実に実施していく必要があると考えます。</p>	<p>本案に賛成のご意見として承ります。</p>	無
		<p>(重点調査)</p> <p>重点調査を活用し、周波数の共用利用の検討や他システムへの移行状況等を確認するうえで、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が重要です。現在の選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ総務省において選定がなされていると認識していますが、重点調査をより充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p>また、過去の利用状況調査において重点調査対象となったシステムのうち、取り組みの目標が達成されていないシステム等、継続的な確認が必要と考えられるシステムについては、重点調査対象であったことを明確化したうえで、例えば2年後の次回調査において進捗状況の評価する等、適切にフォローアップが可能となるような仕組みを設けることも一案と考えます。</p>	<p>電波の利用状況調査における重点調査の選定に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。</p> <p>なお、評価に関しましては、過去の評価において指摘した事項については、必要に応じてフォローアップすることとしております。</p>	無

5	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	<p>※次の1~4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム <p>電波の利用状況調査において、有効利用の程度が評価される対象は電波の発信システムのみであり、受信業務のみを行っている電波天文は対象外となっています。公表された評価結果（案）が対象とする周波数帯域において、日本国内でも盛んに観測が行われております。714 MHz 以下の帯域における電波天文業務を始めとする受信業務は、木星電波観測、太陽・太陽風の観測的研究や宇宙天気予報等、環境変動の観測を通じて安心安全な社会の構築を目指し、知的好奇心の充足を通じて豊かな社会の実現に資するものです。</p> <p>有効利用の程度を評価するにあたっては、これら受動業務が利用している帯域があることを考慮いただき、電波を放射する免許人や無線局の数およびその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価しないようお願いいたします。</p> <p>また、次年度以降の周波数再編アクションプランをご検討の際は、受動業務の利用状況も十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようご配慮いただきたくお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見にあるとおり、電波法令上、調査・評価の対象は無線局であり、電波天文業務等の受信のみを目的とする受信設備は、調査の対象外となっておりますが、電波法第56条第1項に基づき、これら受信設備の運用が阻害されないよう保護の対象となっております。</p> <p>また、周波数再編アクションプランに関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと思います。</p>	無
6	個人	<p>反対します。どんなデジタル化、利用率向上を図ろうと、近年、自然災害も多く、落雷による停電が日本各地で発生しています。災害時に電気にすべて頼ってしまうと、いざという時に日本すべてが稼働しなくなります。アナログはすべて残す必要があると思います。非常時に、どんなに後悔しても遅いです。</p>	<p>本案は、各種無線システム・714MHz 以下の周波数帯に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、頂いたご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無

令和7年8月20日

令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る
電波の有効利用の程度の評価結果
（令和7年8月20日 審議事項）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、鈴木官）

電話：03-5253-5829

審議事項の内容について

総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、尾形係長）

電話：03-5253-5988

令和6年度電波の利用状況調査
(公共業務用無線局)に係る
電波の有効利用の程度の評価結果

<抜粋版>

令和7年8月
電波監理審議会

目次

- I はじめに..... 1
- II 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価. 4
 - 2-1 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価 総論..... 4
 - 2-2 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価 各論..... 6
 - (1) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)..... 6
 - (2) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)..... 10
 - (3) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)..... 14
 - (4) 38GHz 帯 FWA..... 18
 - (5) 不公表システム B..... 22
- III アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価..... 23
 - 3-1 アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価 総論..... 23
 - 3-2 アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価 各論..... 25
 - (1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局)..... 25
 - (2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯)..... 29
 - (3) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯)..... 33
 - (4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)..... 37
 - (5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯)..... 41
 - (6) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)..... 45
 - (7) 石油備蓄(150MHz 帯)..... 49
 - (8) 防災相互波(150MHz 帯)..... 53
 - (9) 公共業務用ヘリテレ連絡用..... 58
 - (10) 気象援助用無線(400MHz 帯)..... 62
 - (11) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送..... 66
 - (12) ~ (15) 不公表システム C/D/E/F..... 70

IV 総括..... 72

別添 1 公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移 76

別添 2 参考資料 有効利用評価方針等 79

I はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。令和4年10月1日施行。以下「令和4年改正電波法」という。）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和4年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会において有効利用評価を実施している。

公共業務用無線局¹については、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）（以下「懇談会報告書」という。）において、国のシステム（31システム）を「5Gや無線LAN等の他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」として9システム、「アナログ方式を用いるシステム」として22システムに係る今後の取組の方向性の取りまとめ²が行われ、また、これらの進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップを実施する必要性が提言された。

公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査については、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）の一部改正に基づき、令和5年度より、同無線局に係る調査結果の報告が行われ、有効利用評価を実施している。

当審議会では、令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を踏まえ、当審議会の下に設置された有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計5回開催し、有効利用評価方針に基づき、定性的に有効利用評価を行った。

- 審議会第1140回（令和7年3月7日） 調査結果の報告
- 部会第43回（3月21日） 調査結果の概要報告
- 部会第45回（4月24日） 調査結果の詳細報告
- 部会第46回（5月15日） 評価結果(案)の検討
- 部会第47回（6月12日） 評価結果(案)の取りまとめ
- 審議会第1144回（6月23日） 評価結果(案)の審議
（6月24日から7月23日 評価結果(案)の意見募集を実施）
- 部会第48回（8月6日） 意見募集に対する提出意見への考え方の検討
- 審議会第1146回（8月20日） 意見募集に対する提出意見への考え方の審議、
評価結果の公表

¹ 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）第3条第1項第2号に規定する公共業務用無線局をいい、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第2条第3号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行った国の電波利用システム。

² 懇談会報告書及び懇談会フォローアップ報告書の記載のうち「PS-LTE」との記載は、名称変更に伴い、本資料では「公共安全モバイルシステム」と記載している。

調査及び有効利用評価の対象となる公共業務用無線局の一覧を次に示す。

<公共業務用無線局の一覧>

	電波利用システム	取組の方向性※
用化他 するし システ ム 用途 での 需要 が 顕在	(1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局	廃止
	(2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)	廃止
	(3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C帯)	周波数共用
	(4) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	周波数共用
	(5) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)	廃止
	(6) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)	周波数移行
	(7) 38GHz 帯 FWA	周波数共用
	(8) 不公表システム A	周波数移行
	(9) 不公表システム B	周波数共用
アナ ログ 方式 を用 いる シス テム	(1) 路側通信(MF帯)(特別業務の局)	デジタル化等
	(2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯)	廃止
	(3-1) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯)	デジタル化
	(3-2) 公共業務用テレメータ(400MHz帯)	デジタル化
	(4) 水防用(60MHz帯、150MHz帯)	デジタル化
	(5) 災害対策・水防用無線(60MHz帯)	デジタル化
	(6) 水防道路用無線	廃止
	(7) 中央防災(150MHz帯)	デジタル化等
	(8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯)	デジタル化等
	(9) 気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局)	デジタル化
	(10) 石油備蓄(150MHz帯)	デジタル化等
	(11) 防災相互波(150MHz帯)	デジタル化等
	(12) 400MHz帯リンク回線(水防道路用)	廃止
	(13) 中央防災(400MHz帯)	デジタル化
	(14) 公共業務用ヘリテレ連絡用	デジタル化
	(15) 気象援助用無線(400MHz帯)	デジタル化
	(16) 15GHz帯ヘリテレ画像伝送	デジタル化等
	(17) K-COSMOS無線(400MHz帯)	廃止
(18)~(22) 不公表システムC・D・E・F・G	デジタル化	

※懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。アナログ方式を用いるシステムについては、同報告書の詳細内容に基づき、廃止、デジタル化又はデジタル化等と記載している。

有効利用評価方針の評価基準を次に示す。

<有効利用評価方針の評価基準>

三 評価の事項、方法及び基準

2 公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 評価の事項

ア 無線局の数

イ 無線局の行う無線通信の通信量

ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

(2) 評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア (1) 評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行^注並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ 使用している周波数に対する需要^注

注) 懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

5 1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1) 電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2) 電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

IV 総括

本件「令和 6 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、公共業務用無線局について電波監理審議会が行う 2 回目の評価である。

本評価は、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）において検討対象となった国の機関が使用する 31 の無線システムのうち、過年度までに取組が完了した 11 システムを除く 20 システム※について、当該報告書において提言された「今後の取組の方向性（無線局の廃止、周波数移行、周波数共用、デジタル化等）」に沿って、有効利用評価方針に基づき、システムごとに前年度からの進捗状況等を踏まえ、定性的に行った。

最後に、令和 6 年度の公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

※ 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：5 システム
アナログ方式を用いるシステム：15 システム

<評価結果の総括>

本評価の結果、国の機関が使用する公共業務用無線局の 20 システムのうち、1 システム（38GHz 帯 FWA）については、他の用途である 5 G の需要への対応が完了した。また、他の 19 システムについては、以下に述べるとおり、おおむね適切に進捗していると評価できる。

- 他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 5 システムについては、5 G や無線 LAN といった電波利用システムへの需要に対応するため、38GHz 帯 FWA については情報通信審議会から答申が出され対応が完了したこと、4.9GHz 帯については 5 G への割当てを行い、5GHz 帯無線アクセスシステムの周波数の使用期限の設定など移行に向けた制度的な取組が進められたこと、また、それ以外のシステムについては周波数共用検討等が進められていることが確認できた。引き続き、各システムの評価結果における「今後の取組」に示したとおり、代替システムの検討や共用検討等を着実に実施していくことが適当である。
- アナログ方式を用いる 15 システムについては、着実に移行、廃止又はデジタル化等が進捗しているもの、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められているもの、或いは、免許人側で移行・代替の可能性が検討中であるものが確認できた。引き続き、本評価結果における「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当である。また、総務省においては、以下の検討を実施していくことを期待する。
 - ・ デジタル方式の機器が存在せず、総務省においてデジタル方式の技術検討が実施されている 5 システムについては、関係府省庁と連携して、令和 6 年度までの技術検討の結果を踏まえ、デジタル方式の制度整備に向けた検討を進めること。
 - ・ 公共安全モバイルシステムへの代替を検討している 3 システムについては、いずれも災害発生時の利用が想定されているところ、令和 6 年能登半島地震における同システムの活用状況や、免許人における実証試験の結果等も踏まえつつ、関係府省庁と連携して、検討を実施していくこと。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

① 調査について

○ デジタル化や他システムへの移行・代替における課題の把握

- ・免許人において「検討中」という回答については、何が課題となっており、何を検討しているのかなど、進捗状況を把握する必要があると考えられる。
- ・そのうえで、デジタル化や代替システムにおいて、免許人が求める無線システムの仕様・性能の観点で課題がある場合、その仕様・性能を満たしうる他のシステムがあるのかも調査することが望ましい。
- ・なお、他システムへの移行・代替の検討にあたり、人命や財産の保護などを目的とする公共業務用無線局については、通信サービスのみ依存することについてデメリットもあると考えられ、そのようなシステムにおいては、自営無線と通信サービスの活用のバランスが重要であることにも留意する必要がある。

○ 無線機器の耐用年数の把握、デジタル化のメリット等の説明

- ・関係府省庁への説明等の機会を捉えて、無線機器の耐用年数や更新時期等を確認することに加え、デジタル化のメリット等の説明など、免許人のサポートを併せた調査を検討することが望ましい。

○ 設問等の工夫

- ・今回の調査では、設問の仕方（順序）や、選択肢が多岐にわたることにより、期待する回答が得られていないものが見られたため、今後、設問の趣旨を明確にしながら、回答選択肢については類型化して最小限とし分かりやすくする、理由が必要なものはその理由を問うなど、工夫が必要である。

② 評価について

○ デジタル化等に係る進捗度合いの見える化

- ・今回、アナログ方式を用いるシステムについて、令和3年度の無線局数を母数として移行・代替や廃止の割合を示す、定量的な進捗度合いを加えた（100%の場合、全て移行・代替又は廃止済）。
これは一つの目安であるが、進捗度合いが相当程度低いものや、前年度からの進展が小さいものについては、今後、状況や課題を詳細に把握し、免許人又は総務省等における検討状況も勘案しつつ、「今後の取組」として次年度に向けた提言を検討することとする。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

「令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

■意見募集期間：令和7年6月24日（火）～7月23日（水）

■提出された意見の件数：4件【法人等1件、個人3件】 ※提出意見数は、意見提出者数としてしています。
法人等（五十音順）

・ソフトバンク株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（提出順）

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>路側通信(MF帯)(特別業務の局)の部分について、意見を述べる。</p> <p>路側通信はドライバーにとって道路情報を迅速かつ手軽に入手することのできる手段であるから、今後も可能な限りラジオ放送の形で継続されることが望ましい。</p> <p>ただし、今後の民放各社のFM転換やAM局廃止、内部機器との干渉のためAM放送を受信しにくい電気自動車普及を考慮すると、現在の中波1620kHzからFM方式への転換が望ましいといえる。関係省庁との協議及び計画策定を要望する。</p> <p>その他の部分に関しては、電波監理審議会の判断を尊重し、賛成する。</p>	<p>電波監理審議会の考え方</p> <p>路側通信の移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。その他の部分については、本案に賛成のご意見として承ります。</p>	無
2	個人	<p>2点意見を申し上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路側通信に関しては、運転中に利用するという特性上、デジタル化(Webへの移行等)ではなく、引き続きラジオ放送と同様の形式で実施されることを希望する。 ・中波帯を利用し、かつ公共業務用無線局に準じるものとしてはAFN(米軍放送)も存在するところ、一部の送信所(佐世保)ではFMへの転換が行われている。他の送信所もFM転換する場合、周波数の割当て調整が必要と考えられるから、米軍の当局者に今後の運用の意向を聴取しておいた方が良いのではないかと。 	<p>路側通信の移行等に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。</p>	無

3	ソフトバンク株式会社	<p>(総論) 電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につなげることから有意義と考えます。</p> <p>本評価結果（案）より、アナログ方式を用いるシステムのデジタル化の進捗率※1が追加され、取り組み状況を定量的に確認することが可能となりました。これら「デジタル化の進捗状況の見える化」の実現は、進捗率の把握を容易とし、適切なフォローアップ等が可能となり、より一層のデジタル化の加速が期待されることから、有益な取り組みであると考えます。</p>	<p>本안에賛成のご意見として承ります。</p>	無
4	個人	<p>一方、システムごとの進捗率に関してはばらつきがあり、「国等の電波の利用状況（令和7年3月時点）」※2によると、令和4年3月時点※3と比較して、一部システム（地方公共団体の水防等）において、デジタル化が停滞しているように見受けられます。</p> <p>デジタル化の取り組みを着実に進めていく観点からは、デジタル変革時代の電波政策懇談会において取り組みの方向性が示されて以降、進捗が滞っているように見受けられるシステム（例えば今回調査含め直近2年間で進捗が見られない場合等）について、デジタル化の対応期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも一案であると考えます。</p> <p>※1「令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」（令和7年6月）p.23-24： https://www.soumu.go.jp/main_content/001016364.pdf ※2「国等の電波の利用状況（令和7年3月現在）」： https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/freq/search/kuni.pdf ※3「国等の電波の利用状況（令和4年3月現在）」： https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/data/r0403kuni.pdf</p>	<p>公共業務用無線局におけるデジタル化や他システムへの移行が停滞しているものについては、調査の結果より、コストや代替システムの仕様・性能が課題であるなど、免許人側で検討が必要であり、また、移行期限を設定したことによりこれらシステムが停波等した場合、公共の安全や秩序の維持及び非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられます。</p> <p>期限の設定に関しては、その要否を含め、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。</p>	無
4	個人	<p>反対です。電磁波過敏症の方が増えており、それにともない、癌になる方も増えているようです。命と引き換えに、そこまで電</p>	<p>本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであ</p>	無

